

古宮古墳

大分市文化財調査報告 第4集



1982

大分市教育委員会

ふる みや

古宮古墳

1982

大分市教育委員会

序 文

古宮古墳は、昭和54年9月大分市大字三芳字宮畠地区において偶然に発見された古墳であります。

この地域は急速な団地造成による宅地化が進んでおり、古墳の所在地も団地の進入路にあたっているため、所有者の協力を得て大分市では古墳の保護対策を講ずることとし昭和55年度に外形規模の調査、昭和56年度には国庫補助事業として内部主体の調査を実施しました。その結果、古墳は直方体の凝灰岩をくり抜いた終末期の石棺式石室墳であることがわかりました。

この古墳の被葬者を推定する資料としては「日本書紀」の記事に壬申の乱で活躍した大分君恵尺、稚臣という人物があります。彼らをこの地の出身者とする確証はありませんが、古墳の形態や年代観からしてまさに相応しい人物であり、歴史的、学術的にたいへん価値の高い古墳であります。教育委員会としましても、今回の調査成果をふまえてその保存に万全を期す所存であります。

調査の実施にあたっては多くの方々の協力と助言をいただき、特に報告書作成にいたるまで指導をいただいた調査委員の諸先生方、文化庁、大分県教育委員会、また調査期間中協力をいただいた地元の方々に厚く感謝の意を表します。

昭和57年3月

大分市教育委員会教育長 松本喜義

例　　言

1) 本書は、大分市教育委員会が昭和55年度より調査を行ない、昭和56年度には国庫補助金を得て実施した古宮古墳発掘調査の報告書である。

2) 報告書の執筆は次のとおりである。

第1章……………讃岐和夫

第2章……………讃岐

第3章 1～3……………真野和夫

4・5……………讃岐

6……………真野

第4章……………後藤宗俊

3) 報告書に使用した写真撮影は、第1次調査では村上久和、第2次調査では真野、讃岐が担当した。

挿図の製図は讃岐、真野が担当した。

4) 空中写真は、アジア航測株式会社の撮影による。

5) 調査の実測図は、古墳周辺地形図（50分の1）平板実測は栗田勝弘、第1次調査の各トレンチ実測図（10分の1）は村上、讃岐、第2次調査の実測図は真野、讃岐、松尾等（補助員）が担当した。

6) 本書の編集は、真野、讃岐があたった。

本 文 目 次

第1章 序 説	1
1 調査の経過	1
2 調査団の構成	2
第2章 古宮古墳の位置と環境	3
第3章 古宮古墳の調査	6
1 選 地	6
2 現 況	6
3 墓丘の規模	6
4 石室の構造	12
5 出土遺物	15
6 小 結	17
第4章 大分君恵尺・稚臣について	22

図 版 目 次

卷首図版 1 古宮古墳周辺の空中写真

卷首図版 2 古宮古墳の全景

図版 1 古墳遠景

図版 2 古墳発見時の状況

図版 3 古墳の外形 1

図版 4 古墳の外形 2

図版 5 古墳の外形 3

図版 6 トレンチ発掘状況 1

図版 7 トレンチ発掘状況 2

図版 8 石室内の発掘状況 1

図版 9 石室内の発掘状況 2

図版10 前庭部

図版11 閉塞石の遺存状況

図版12 石室 1

図版13 石室 2

図版14 石室 3

図版15 石室細部の状況 1

図版16 石室細部の状況 2

図版17 石室細部の状況 3

図版18 千代丸古墳の石室

図版19 丑殿古墳の石室 1

図版20 丑殿古墳の石室 2

図版21 弘法穴古墳の石室 1

図版22 弘法穴古墳の石室 2

図版23 風景

図版24 出土遺物

挿 図 目 次

第1図 古宮古墳周辺の遺跡分布図	4～5
第2図 古宮古墳周辺地形図	7
第3図 古宮古墳周辺の地形実測図及びトレンチ配置図	8
第4図 地形断面実測図	9
第5図 3・4トレンチ実測図	9
第6図 5トレンチ断面実測図	10
第7図 6トレンチ実測図	10
第8図 7・8トレンチ断面実測図	11
第9図 羨道入口～前庭部実測図	13
第10図 石棺式石室及び羨道部実測図	14
第11図 出土遺物実測図	16
第12図 復原想定図	19
第13図 八女市・塚ノ谷4号窯及び同2号窯出土須恵器	20



卷首図版 1 古宮古墳周辺の空中写真（昭和57年3月撮影）



卷首図版2 古宮古墳の全景
(昭和56年12月撮影)

第1章 序説

1. 調査の経過

古宮古墳は、昭和48年3月に大分県発行の埋蔵文化財分布一覧には記載がなく、その存在が一般に知られていなかった古墳である。そのため非常に特異な構造の石室をもちながらも何ら注意にのぼることがなく、今日に至ったのである。しかし昭和30年に刊行された大分市史・上巻「先史時代」によれば椎迫古墳2とあり、その内の一基が亀甲山古墳で他の一基が古宮古墳であったとみられることから、この時点では識者の間で周知されていたと考えられる。その後、昭和54年9月になって再び注目を集めることとなった。

発見後、賀川光夫氏（別府大学教授）・真野（県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館）による現地調査の結果、九州ではまだ類例のない石棺式石室を主体部にもつ終末期の古墳であり、考古学上きわめて価値の高いものであることが判明した。

ところが、古墳所在地とその周辺は、大分県労働者住宅生活協同組合の建設する大規模住宅団地造成の進入道路予定地にあたっているため、古墳の保護・保存を目的とした緊急な調査が必要となってきた。そこで、大分市教育委員会では県労住協および県文化課との協議をかさね、とりあえず保存策を講じる資料とするため、古墳の規模および外形の調査を昭和55年5月20日から実施することとした（第1次調査）。調査に先立って5月19日の第1回調査委員会では、調査方法などの検討を行なった。調査はまず古墳周辺の竹林を30m四方にわたって伐開することからはじまり、古墳周辺の地形実測をした後、墳丘との周間に1～6のトレンチを設定して発掘調査を行なった。進入道路部分にあたる1・2トレンチでは、墳丘下の南側斜面への遺物流出の有無と土層調査をした。3～6トレンチでは、墳丘確認の調査を行なった。特に3・4トレンチの墳丘横断面による調査の結果、大規模な掘り込み地業を行なっており、また、石棺主体部の外形を一部分確認することができた。5トレンチでは墳丘と背後地の関係、6トレンチでは北東側の墳丘コーナー部分を確認した。この調査によって墳丘の形態は、1辺が12mほどの方墳であることがわかった。発掘期間中は、長雨とヤブ蚊に悩まされながら8月2日までに、各トレンチの埋め戻しを行なって調査を完了した。つづいて、主体部を中心とした、第2次調査を昭和56年12月～57年2月の間に実施した。この調査では、羨道入口部分の閉塞状況の調査と羨道及び石室内部に流入した土砂を排除した。土砂排除の過程で、須恵器高环破片や土師器环破片などの遺物の検出があった。この2点の遺物は古墳の築造時期決定に重要なものである。石室の実測は縮尺 $\frac{1}{10}$ で実施した。また、合わせて外形規模に関する補足調査を、前回行なった6トレンチの拡張及び7・8トレンチの発掘によって行なった。これによって古宮古墳の第2次発掘調査を完了した。

2. 調査団の構成

調査主体者

大分市教育委員会

調査団長

大分市教育委員会教育長 松本 喜義

調査委員会委員

賀川 光夫 (別府大学教授)

小田 富士雄 (北九州市立歴史博物館)

二宮 昭二 (大分市文化財調査委員)

原尻 実 (大分県教育庁 文化課長)

岡 博 (大分市教育委員会社会教育課長)

調査委員会事務局

安部 幸人 (大分市教育委員会社会教育課長補佐)

油布 和久 (大分市教育委員会社会教育課主事・第1次調査)

木村 孝司 (大分市教育委員会社会教育課主任)

調査員

後藤 宗俊 (大分県教育庁 文化課)

真野 和夫 (大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館)

村上 久和 (大分県教育庁 文化課・第1次調査)

栗田 勝弘 (大分県教育庁 文化課・第1次調査)

讃岐 和夫 (大分市教育委員会社会教育課)

調査補助員

松尾 等

調査作業員

甲斐 久一・甲斐 次男・甲斐 勝己・高倉 春男・坂田 英男

整理作業員

大塚 美砂子

なお、文化庁記念物課主任調査官河原純之氏および奈良文化財研究所飛鳥資料館猪熊兼勝氏の指導、助言を得た。

第2章 古宮古墳の位置と環境

古宮古墳は、大分市大字三芳字宮畑1911番地（通称椎迫地区）に所在する。市街地を貫流する小河川毘沙門川の上流がつくり出す小谷に臨む低丘陵の南斜面に築造されている。その位置は、市の中心部から南西へ約2.5 kmほどのところにある椎迫天満宮の裏手にあたり、標高53mの地点に入口をほぼ南に開口している。古墳から見おろす景観は、毘沙門川の両岸は住宅地としてひらけ、古墳との比高は約31mである。狭隘な住宅地のさらに南側には、南大分の平野部との間に立ちはだかるように庄ノ原から東に延びる丘陵があって、県庁や市庁舎のある現市街地と、「古国府」などの地名の残る、かつての国府の推定所在地とを分断している。

古宮古墳の所在する場所の現状は、等高線に沿って段状に開墾されて鬱蒼とした竹林になっている。古老の話では、古墳の周辺を古宮と称し、開墾の時期は明治以前、竹は昭和の初め頃に植えたものと言う。墳丘部分もまた当時の開墾によって削り取られたり、長い間に土砂が流失し、その結果、現状では羨道部の天井石が露出せんばかりに損われてほとんど古墳の外形をとどめない。入口は古くから開口していたらしく、地元の子供達の遊び場所となっていたと言われる。墳丘の背後地は、高さ8.5 mほどの急崖が東西幅約39mの扇形に広がっている。これは、古墳築造当時の造成によるもので、削り取った土砂を利用して墳丘を築造する一方で、古墳背後の丘陵を可能な限り墳丘から切り離して景観を整えたものと考えられる。

古墳の西および北側は、ミカン園になっており、とくに北側の丘陵頂部では弥生時代土器片の散布が顕著である。このため、発掘した古墳の各トレンチからも磨滅した弥生時代土器片を検出している。現在古墳のある丘陵の西側一帯は、大分市の急激な人口の増加を反映して、高崎山スカイニュータウンや現在造成中の西の台団地など、全体で約800,000m²に及ぶ大規模な住宅団地の造成が進行しており、いずれは古宮古墳周辺まで及ぶものと危惧される。

つぎに、大分市域の主要な遺跡の分布状況をみると、古宮古墳は必ずしも中心地帯に位置するものではなくむしろ孤立的に存在していることがわかる。まず大分川流域の弥生時代の主要な遺跡は、沖積地ないしは微高地に立地するものと標高60m以上の丘陵上（独立丘陵）に立地する、いわゆる高地性の集落とに大きく分けることができる。前者では平野の中心部にある古国府地区の花園・羽屋・石明遺跡と大分川を挟んで対岸の羽田遺跡などが上げられ、本格的に発掘調査をした遺跡としては、賀来地区の賀来中学校遺跡^{註1}がある。賀来中学校遺跡は大分川と賀来川に挟まれた標高10m前後の自然堤防上にあたり、後期終末の住居跡群と墓地・V字溝を有している。一方、丘陵上に立地する遺跡としては、守岡遺跡^{註2}、雄城台遺跡^{註3}、城南・尼ヶ城遺跡^{註4}がある。互に約3 kmの距離で相

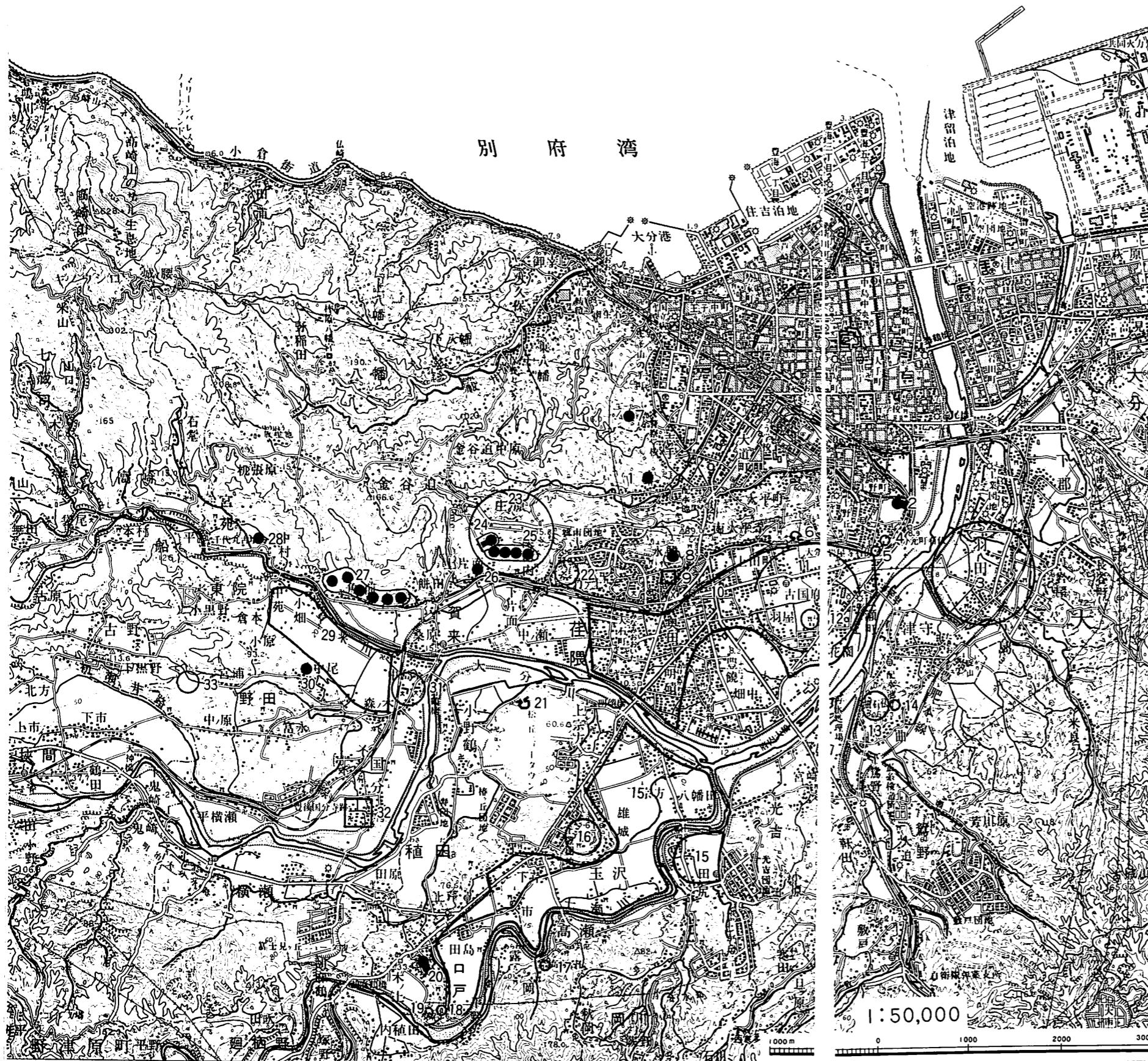
対峙する位置にあり、発掘調査の結果、ともに市域を代表する集落跡であることが判明した。守岡遺跡は、敷戸川と一ノ瀬川の小河川が合流して本流の大分川へ流れこむ右岸の曲地区に所在し、標高63mの独立丘陵上を占める。また、雄城台遺跡は大分川と七瀬川の合流点近く玉沢地区の標高67mの独立丘陵上にある。両遺跡とも弥生時代中期にはじまり古式土師の時期までおよぶ集落跡で、部分的な発掘ではあるが、発見された竪穴住居跡は守岡遺跡が49軒、雄城台遺跡が100軒を数える。城南・尼ヶ城遺跡は古宮古墳の南側にある丘陵の大分平野側縁辺にある弥生時代後期～古式土師の集落跡である。

大分市内では、特に後者の高地性の集落が顕著な発展を示しており、大分川流域における沖積平野の形成がきわめて遅かったことがうかがえる。

つぎに、古墳の分布をみると、大分川流域には蓬萊山古墳、大臣塚古墳、御陵古墳という三基の前方後円墳が存在する。いずれも主軸長60m程度の規模をもつ前方後円墳であるが、相互に4.5～7kmの距離を有して築かれており、半ば独立的である。蓬萊山古墳および御陵古墳にはその周辺に若干数から成る古墳群が形成されている。三基の前方後円墳とも箱式石棺を主体部にもつが、このうち庄ノ原に所在する蓬萊山古墳^{註5}は主軸に沿って扁平板石を利用した箱式石棺がつくられており、古く盗掘にあって遺物は不明であるが、後円部に比して極めて低く狭長な前方部の形態とともに宇佐市赤塚古墳^{註6}と共通するものがある。馬蹄形の空堀がめぐっている。木ノ上にある御陵古墳は主軸に直交する大小二基の箱式石棺を主体部にもつ前方後円墳である。空堀の代りに幅10mほどの基壇状の周庭帯をめぐらしている。墳形は蓬萊山古墳と同様に前方部が低く狭長である。円筒埴輪を有し、出土遺物は勾玉や管玉などの装身具のほか、鉄刀、鉄鎌、三角板革綴短甲片などが出土している。上野字六坊に所在する大臣塚古墳は、現在の市街地に最も近い上野丘陵縁辺部に築かれており、古い発掘によって短甲の出土が知られている。これら三基の前方後円墳は恐らく五世紀代にほぼ連続して営まれた大分平野の首長墓とみられ、なかでも最も古く位置づけられるのは蓬萊山古墳である。ところで三基の前方後円墳の分布状態は弥生終末期～古墳時代初頭の高地性の大規模集落の分布とよく対応する。すなわち、蓬萊山古墳が城南・尼ヶ城遺跡と、御陵古墳が雄城台遺跡と対応する。大臣塚古墳については、古墳周辺の上野丘陵上に中世大友氏の居館がつくられるなど早くから開発が進んでおり、同様の大規模集落遺跡があった可能性は否定できないが、一応大分川を挟んで対岸にある高地性の集落守岡遺跡との対応を考えておきたい。

大分川流域でこれら三基の古墳に先行するものは、古宮古墳の立地する三芳丘陵の北側縁辺にある三芳字宮畑の亀甲山古墳である。明治44年の発掘の結果、三角縁神獸鏡1、重闊文鏡1、装身具類などが出土している。現在ではミカン園の造成によって古墳は消滅してしまったが、箱式石棺を主体とする円墳であったと伝えられる。この周辺には、墳丘をもつ古墳は他に知られておらず孤立的な存在である。

一方、先に述べた三基の前方後円墳に後続する大分川流域の古墳としては、丑殿古墳



第1図 古宮古墳周辺の遺跡分布[1]

・千代丸古墳(国指定史跡)・弘法穴古墳という三基の石室古墳が現存するほかは、量的には横穴の優越する地域である。以上三基の石室墳は、蓬萊山古墳のある庄ノ原台地の南裾に位置する丑殿古墳を中心にして東西に2.3 kmほど離れて分布している。東側にあるのが弘法穴古墳で庄ノ原台地のつづきの丘陵上に位置している。賀川光夫氏によればかつて付近には多数の横穴式石室を主体部とする古墳が存在したという。

丑殿古墳の西側、挾間町との境に近い宮苑にある千代丸古墳は、大分川の支流賀来川に臨む緩傾斜の段丘上に立地する。三基とも石室構造は単室の横穴式石室で、丑殿古墳は家形石棺を内蔵し、千代丸古墳は奥壁に横架された石棚前面に家・獣・人物などの線刻画があることで知られている。丑殿古墳、千代丸古墳は六世紀後半～七世紀初頭頃に営まれた首長墓であることは疑いない。今回調査された古宮古墳は、これらの古墳からさらに半世紀以上後に造られたもので、大分川流域では条里遺構を除いて同時代の明確な遺跡は分っていない。

大分川流域の条里は三地区に遺存している。このうち、古国府・羽屋地区は国府の所在地と推定されているところで大分平野の中心部を占めている。この地区では急激な宅地化に伴う事前調査を継続中であるが、国府・国庁に関する遺構は現在のところ発見されていない。^{註7}

奈良時代になると、豊後国分寺が大分市の西郊国分の地に創建されるが、国分寺の創建瓦と同じ複弁十葉蓮花文軒丸瓦を所蔵している寺に永興寺がある。また同じく奈良時代に創建された伝承をもつ上野律院の金剛宝戒寺には、やや脱化した百濟系単弁軒丸瓦が保管されていて、豊後国分寺建立前後のこの地域の模様を知ることができる。^{註8}

以上のような遺跡の分布状況からみても、大半の遺跡は大分川を中心とする平野部ないしはこれに面した丘陵上にあり、古宮古墳の所在する場所はとり立てていうほどの歴史的環境に包まれたところではない。当時にあっては極めて特殊な古墳であったはずの古宮古墳がそうした場所を選定して造られたことが逆に意味をもつかも知れない。

註 1 昭和55年度、大分市教育委員会調査、弥生後期の住居跡・カメ棺（合口）・V字溝

2 大分市教育委員会「守岡遺跡昭和50・51年度発掘調査概報」1979

3 昭和46年～50年、大分県文化課の発掘調査による

4 昭和53年度、大分市教育委員会調査、弥生終末の住居跡・V字溝・中世（建物跡）

5 大分市教育委員会「大分市の文化財Ⅲ」1980

昭和49年、大分市教育委員会が内部主体の調査をする。

6 大分県教育委員会「御陵古墳」1972

7 大分市教育委員会調査、古国府遺跡（石明、石橋、八幡前、羽屋、豊府小学校、岩屋寺）

8 大分市教育委員会「豊後国分寺跡」1979

第3章 古宮古墳の調査

1. 選 地

市街地の西南部に連なる三芳の低丘陵は、小河川毘沙門川の開析によって南北に分断されている。古宮古墳は、このうちの北側丘陵塊の南端すなわち毘沙門川に臨む丘陵南斜面に築かれた終末期の古墳である。前項で述べたように、この地域の有力古墳の大部分は大分平野に面した丘陵縁辺部にある。したがって、古宮古墳はそれらの古墳の分布域からややはざれて孤立的な位置にある。もっとも、この地域で唯一の三角縁神獸鏡を出土した亀甲山古墳とは同じ丘陵の北側と南側の斜面にあたり、直線距離にして700mと極めて近い。

古宮古墳の立地する丘陵は、標高116mの地点を頂部とする出入りの多い複雑な地形を呈している。古墳を通る丘陵断面図を作るならば、各地点のレベルは毘沙門川北岸が21m、古墳入口が52.5m、古墳背後にあたる北側丘陵の頂部が78mとなり、古墳は約27度の丘陵傾斜面の中位に築かれていることになる。

2. 現 況

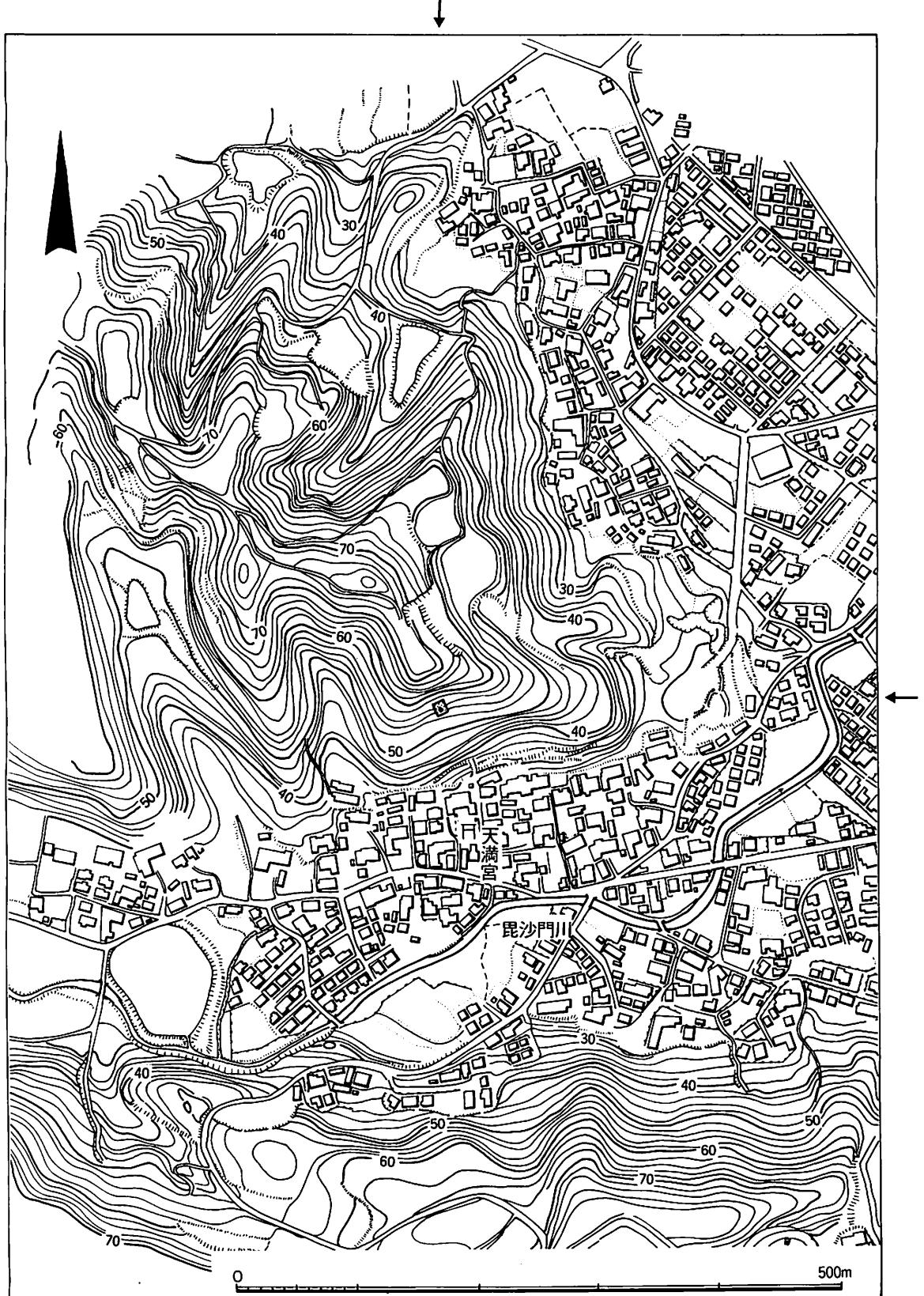
古墳の周辺は、古墳南側の墳丘裾部のレベルで一段、羨道入口のレベルで一段、遺存する墳丘頂部の高さで一段というように段状に開墾されて、現在は雜木を混えた竹林となっている。墳丘は羨道部天井石がほとんど露出せんばかりに失われ、丘陵斜面に石室を半ば掘り込んで築造していることもあって、段状に開墾された地形のわずかな突出部にすぎない現状からは、本来の墳丘の形を想像することは不可能である。羨道入口直下の斜面には、拳大から人頭大の多量の礫が流れ落ちており、これが入口閉塞に使用されたものであることを窺わせる。また、ちょうど羨道部と石室とのつなぎ目に当る場所の墳丘頂部に陥没孔があり、崩落した土砂が石室入口を塞いでいる。

前述したように、古墳の背後にあたる北側の丘陵斜面は東西幅約39mの扇形に土砂を削り取られて、中央の最高所で約8mの急崖をなしている。

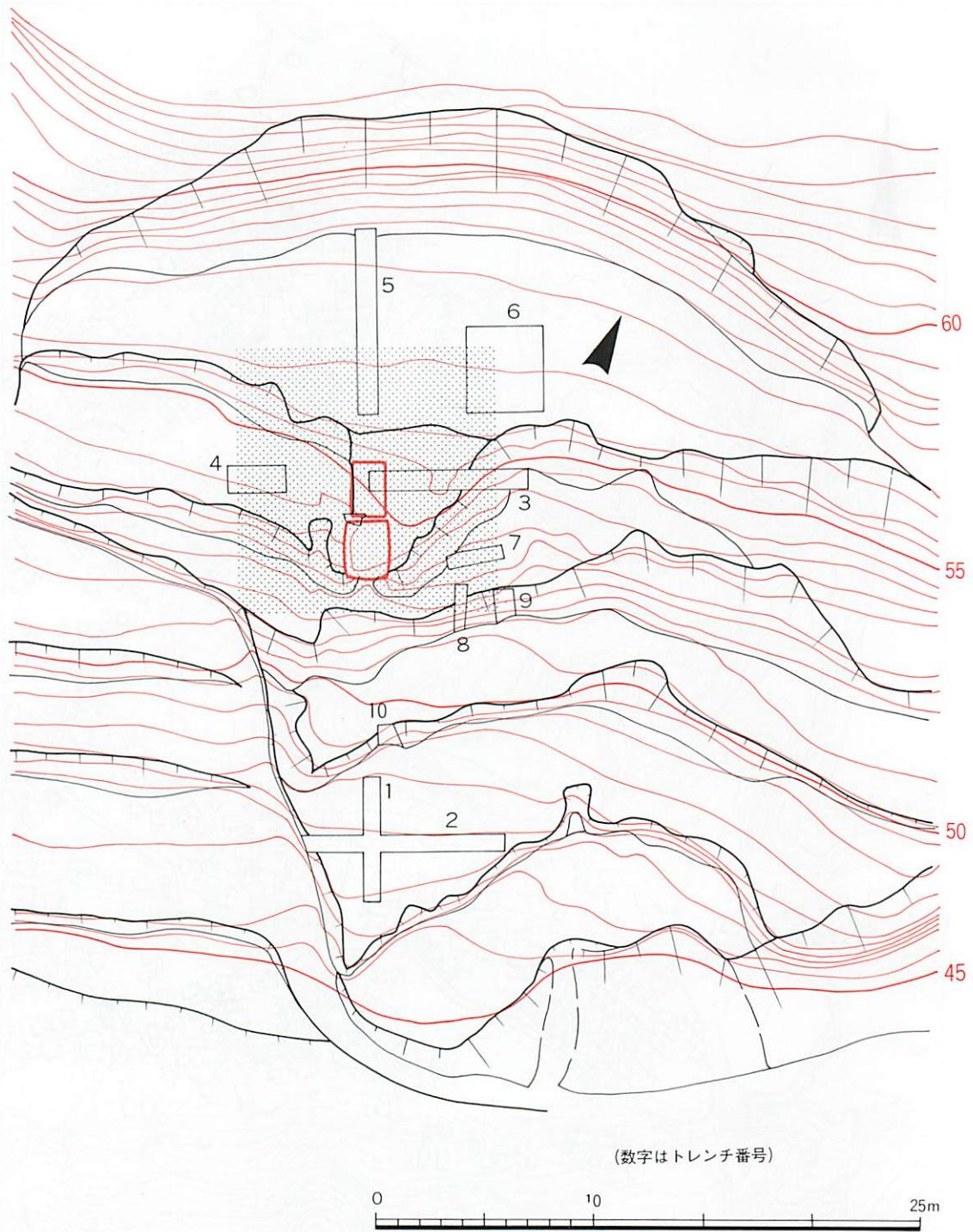
3. 墳丘の規模

古墳の外形と規模および築造の方法を調査するために、3トレンチ～8トレンチの6つのトレンチを設定した。このうち、3・4トレンチは、墳丘の東西規模を探索する目的でほぼ石室奥壁の位置で、石室主軸に直交したトレンチである。東側墳丘の遺存度が良好なために、3トレンチで石室底部を確認する深さまで掘り下げた。

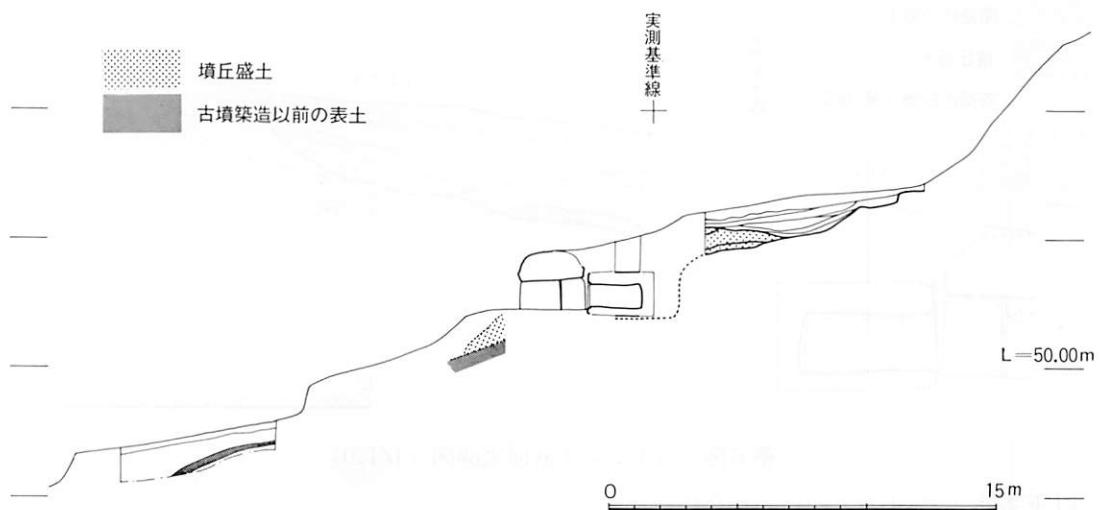
5トレンチは、墳丘北側に設けた主軸方向のトレンチである。このトレンチでは北側墳丘裾部、古墳北側の崖面と古墳との関係を調査した。この間、開墾されて段状になっ



第2図 古宮古墳周辺地形図 (1/5,000)

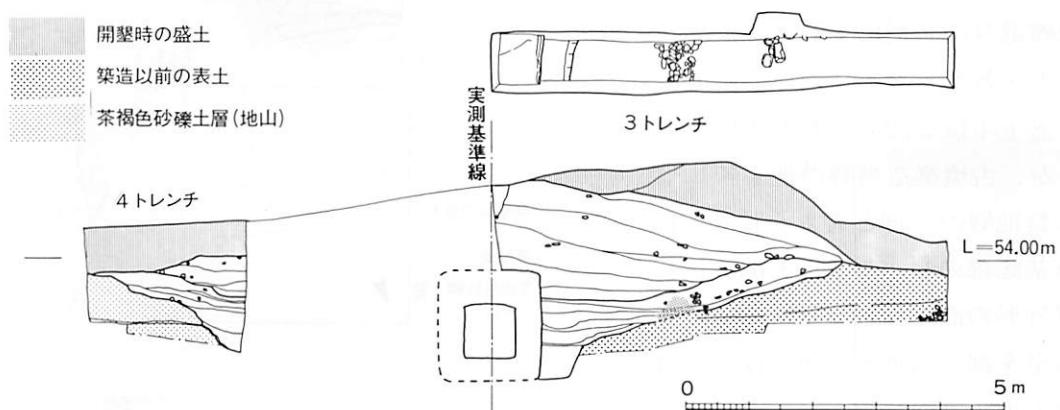


第3図 古宮古墳周辺の地形実測図及びトレンチ配置図 (1/300)

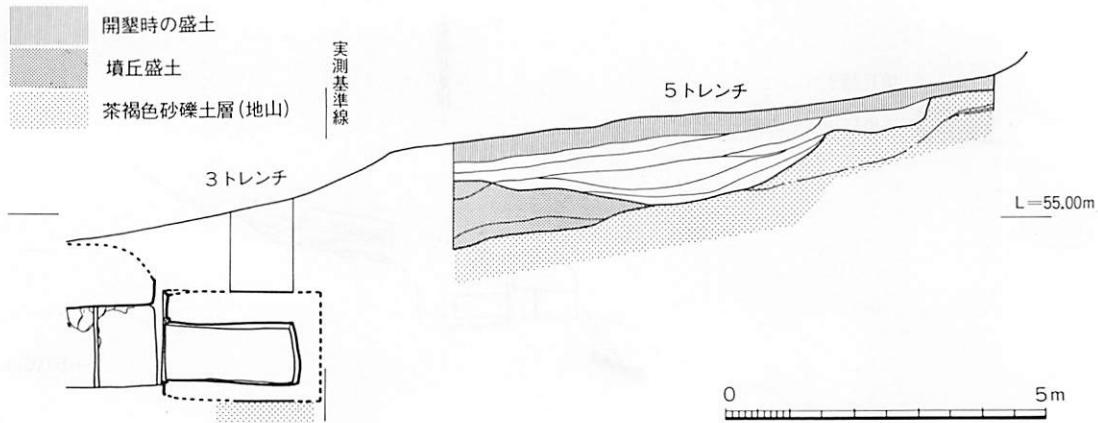


第4図 地形断面実測図 (1/300)

た古墳周囲の崖面の調査を進めていたところ方墳ではないかとの疑問が生じ、3トレンチ・5トレンチで検出した東および北側の墳丘裾線を主軸に平行あるいは直交して延長した位置に6トレンチを設定して東北コーナーの検出を行なった。また、7トレンチは東側墳裾の状況を、8トレンチは南側墳裾の状況を調査するために設けたものである。傾斜地であるためもともと土砂の堆積が厚いうえに、さらに開墾時の盛土もあって各トレンチとも深く、墳丘底面に達するためにはかなりの作業量を要したが、以上の調査によって古宮古墳は、南北 12.45m、東西 12.15m のプランをもつ方墳であることが分った。また、南側で検出した墳丘裾のレベルを見掛け上の古墳基底部とすると、現存する墳丘盛土の最高所の高さは4.90mとなる。主体部のくり抜き式の石室は、正確に墳丘の中心にあって、斜面を半地下式に掘り込んだ地山上に据えられている。



第5図 3・4トレンチ実測図 (1/120)

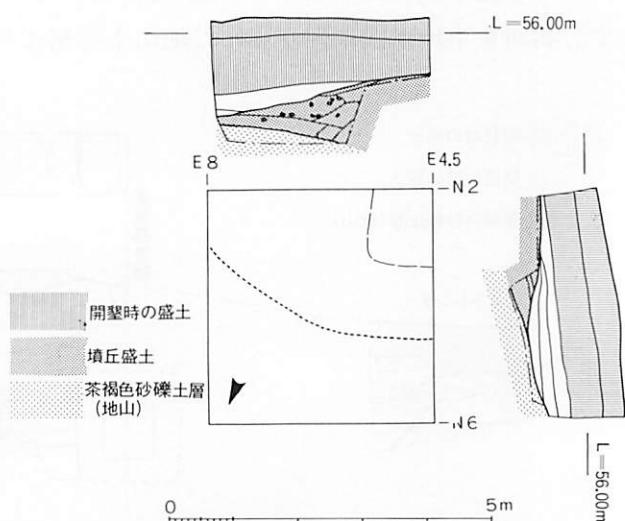


第6図 5トレンチ断面実測図 (1/120)

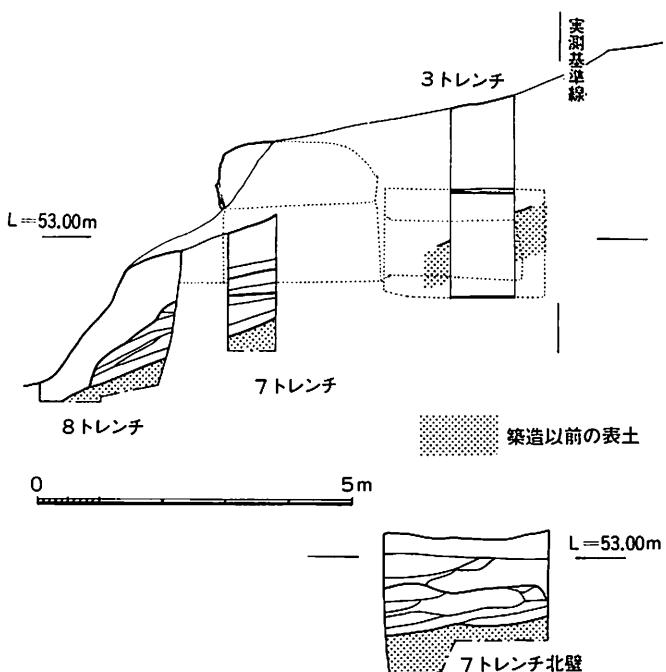
以下各トレンチについて詳述する。

3・4トレンチでは、墳丘の東西規模のほか、石室安置の状況、墳丘盛土の工程などについて手掛りが得られた。まず、墳丘の東西規模は、墳丘盛土の遺存する位置と石室主軸との距離により、西が6.25m、東が5.90mの計12.15mである。トレンチでみる限り、外周に裾石を巡らすなどの施設はもっていない。これは他の各トレンチでも同様である。検出した墳裾のレベルは西が53.74m、東が53.90mで、ほぼ同じ地点から石室を安置するための掘り込みが始まっている。掘り込みは東側の3トレンチが緩傾斜のちさらに一段深く掘り下げられているのに対し、西側4トレンチでははっきりした二段掘りではなく徐々に深くしたとみられる。これは恐らく石室を運搬し、安置した方向とかかわるものであろうが、俄には決定し難い。東西両トレンチのベースは全く異っていて、西側では完全な地山の掘り込みであるのに対し、東側は硬くしまった砂礫混りの暗褐色土が分厚く堆積しており、これを掘り込んで安定した地盤に達したところで石室を据えている。

砂礫混りの暗褐色土層は、7トレンチ・8トレンチにおいても墳丘の盛土下位に認められた土層であるが、古墳築造当時の地表若しくは整地層の一部と考えられる。石室基底部のレベルは52.04m、石室外形の高さが約1.8mがあるので、石室を据える掘り込みの深さはほぼ石室の高さに等しい。



第7図 6トレンチ実測図 (1/120)



第8図 7・8トレンチ断面実測図 (1/120)

石室を埋める作業は、基底から1.30mの高さまでが第一工程である。これより先、3トレンチでは段落ちの高さまで精良な黄白色粘土が充填されている。第一工程の区切りは、羨道部を並行して築造して、この時点で天井石を横架したことを示している。ここまで埋土層は石室に向って傾斜しており、各土層が薄くかつほぼ均等に硬くしめられている。埋土は基本的には粘質の強い単純土層と細かい砂礫を含む砂質土層とが使用されているが、上部の墳丘盛土の場合ほど厳密に交互に用いられてなく、砂質土層の割合が多い。

3トレンチでは中心から東3m付近に主軸方向に延びる多量の礫を検出した。排水施設とも考えられるが、他のトレンチで確認を行っていない。

第一工程の埋土ののち、墳丘の盛土が行われる。盛土は、厚さ20~50cmほどの軟硬の互層となって検出され、石室上部で1.4mの高さまで遺存している。第一工程の埋土および第二工程の盛土とも、拳大前後の大きさの若干の礫を含んでいる。また、3トレンチでは開墾に伴う盛土が最高0.8mあった。

つぎに5トレンチでは、羨道入口の基準点から10.34mの位置に北側墳丘の裾を検出した。レベルは55.15mである。墳丘盛土は傾斜面を削って造成した地山上に行っている。この墳丘下の地山層を北側に追っていくと、古墳北側の崖面まで達し、この直上に次に述べる黒色土の堆積があったことから、崖面を削って扇形に整えたのは築造当時の作業と判断した。墳丘とその北側の傾斜面には見掛け上溝状の凹みが巡ることになり、ここには3層ほど粘質の黒色土が堆積していた。墳丘盛土は、現状では北側裾部から南へ2.6mの位置でほぼ平坦面になっていて、上面のレベルは55.52mである。

6トレンチは、墳丘の東北コーナーを確認する目的で設けたが、裾に近い墳丘上面を覆っている礫混りの黒色粘質土が非常に硬く、そのためやむを得ずトレンチの西壁と南壁による断面調査に切り変えた。西壁における墳丘北裾の位置は、予想通り主軸上の5トレンチで検出した北端と結ぶことができた。レベルは55.08mで、わずかであるが中央部から傾斜がつけられている。しかし、南壁側では、東裾の線が3トレンチで検出し

た位置より約 1.6m 東へ張り出すことがわかった。また、墳丘盛土中に他の部分に比べ異常に礫の混入が多く、墳丘盛土前の地形の凹凸とも関連するとみられるが、コーナー部の保護を目的としたことも十分考えられる。レベルは 54.70m である。

7 トレンチでは、3 トレンチで検出した東裾部を主軸方向に延長した線上にほぼのる位置に検出した。レベルは 52.35m で、墳丘盛土の下位には3 トレンチ同様、硬くしまった分厚い礫混りの黒褐色土層の堆積があった。

8 トレンチは、墳丘南側の立ち上りを調査したトレンチで、主軸から 4 m ほど東側に設定した。その結果、羨道入口の基準点より南に2.11m の地点で墳丘の立ち上りを検出した。レベルは、50.62m である。したがって、5 トレンチで検出した墳丘北端から測って古墳の南北規模は 12.45m となる。

4. 石室の構造

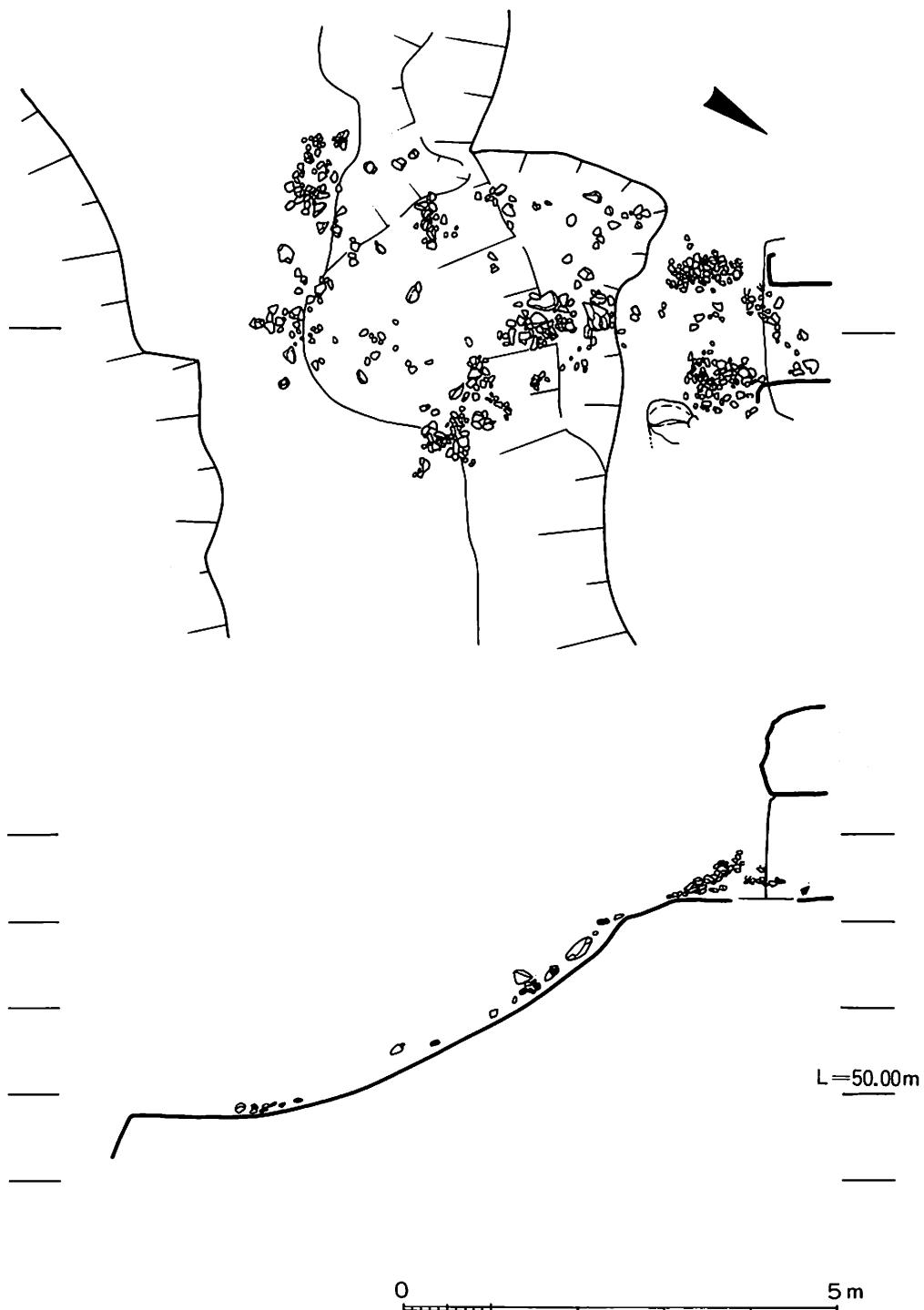
古宮古墳の主体部の構造は、直方体の凝灰岩をくり抜いた石棺部と羨道からなる石棺式石室である。石室主軸の方向は、N - 26° 40' - E で、入口は南側に開口する。また、羨道部は長い間に若干西よりにねじれ、南方に傾いている。このため、石棺と羨道部の接合部分は、下面では接しているものの、上面では約20cmほど離れており、この間隙から封土が崩落して墳丘上面にまで及んでいる。

1) 羨道入口部（第9図・図版10. 11）

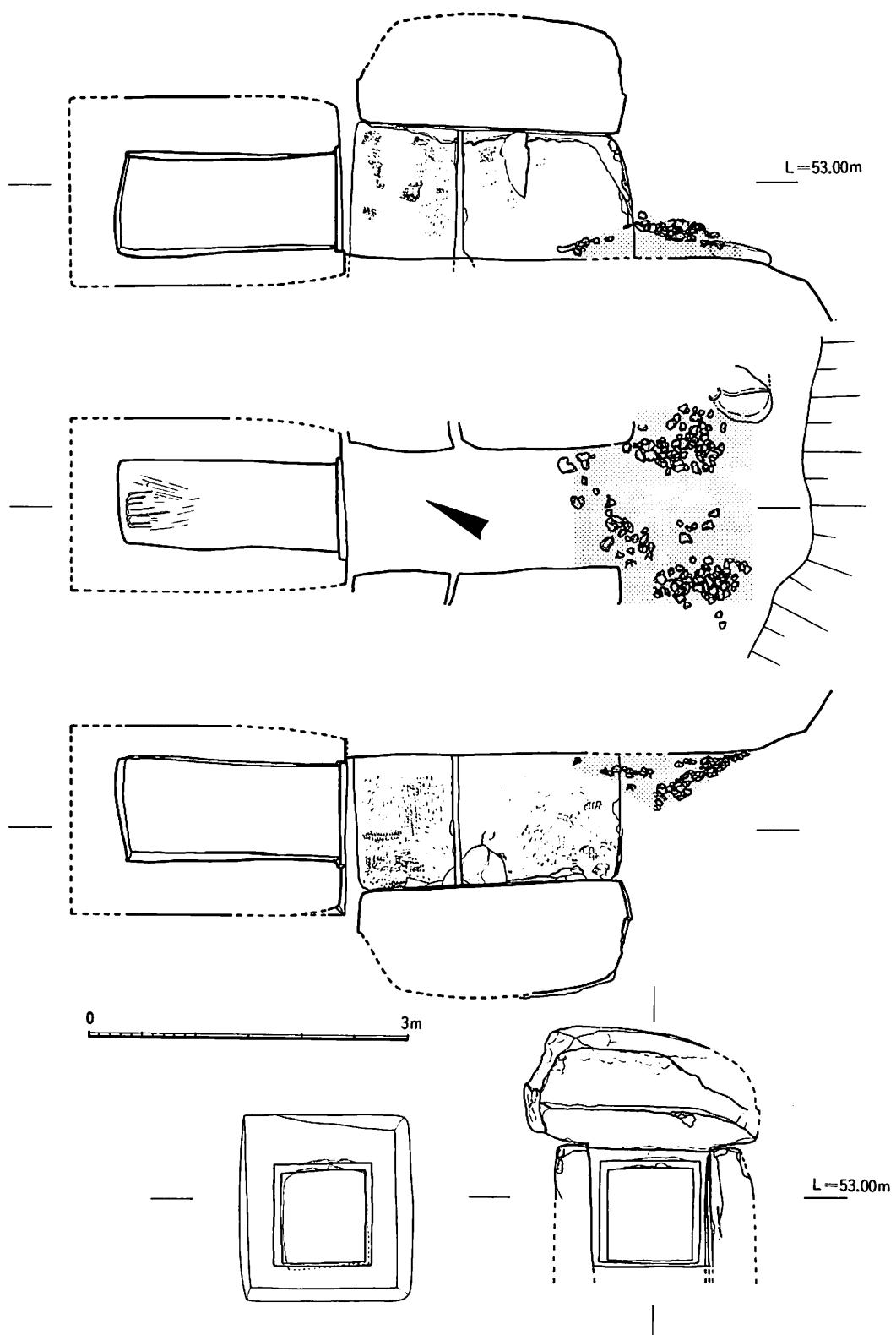
羨道部入口の閉塞は、径約10cm前後の小礫を多量に混入した粘質土によって行ない、現在は羨道部入口の側壁寄りに長さ約120cm、高さ約50cmの範囲に残っている。羨道入口部は奥行1.8m ほどで斜面になっており、閉塞に利用した小礫が多量に流れ落ちている。また、羨道部と石棺内部にも閉塞石が流れ込んで深さ20~30cmの堆積をしている。石室の保護上、今回の調査では、閉塞部を除去せずにそのまま残す方針としたために、前庭部下部の状況については調査を見合わせた。

2) 羨道部（第10図・図版12. 13）

羨道部は、各2枚の側壁を並べて天井石を据えた構造である。天井石を支える西側壁石は、厚さ35cmで、長さ 150cm と 90cm の大小2枚の板石を並べて立てている。2枚の側壁の接合部分の現状は、約6 cmほど離れており、全長は入口から約 246cm を測る。また、東側は、厚さ約45cmで、長さ 159cm と 100cm あり、接合部分の現状は、約9 cmほど離れている。全長は、入口から約 268cm を測り、東側壁の方がやや長い。2枚の側壁相互の接合部分は、側面に対して斜めに加工しており密着させるための配慮とみられる。羨道部の幅は、入口が 113.5cm、石棺入口付近で 129cm を測り、奥に行くにしたがってやや広がる。各側壁面の仕上げは、厳密に平面ではなくややふくらみをもたせて加工をしている。天井石は、厚さ約 100cm、長さ 244cm、幅約 200cm の巨石で、その側面を33~40cm 幅で面取りして平滑にしており、特に入口部および石棺と接する部分を丁寧に加工して



第9図 游道入口～前庭部実測図 (1/80)



第10図 石棺式石室及び羨道部実測図 (1/60)

いる。その上面はハツリを施したままである。下部には両側壁を受ける仕口を設けている。また、側石も上面を先端が尖ったノミを用いて組み込み易いように、内側を加工をしている。側石を受ける仕口の状況は、西側が幅約39cm、深さ4cm、東側が幅約42cm、深さ4cmの丁寧な加工を施している。両仕口間の幅は入口部分で116cm、石棺付近で¹117cmを測り、直線的に精密に加工している。

床面（標高52.30m）は硬くしめられているが、一部盜掘による掘り込みがあった。側壁および天井石の用材は、凝灰岩である。

3) 石棺式石室部（第10図・図版14）

石棺は、縦177cm、横165cm、長さ約250（+）cmを測る直方体の凝灰岩をくり抜いて、奥行216cm、幅81cm、高さ88cmの空間を造っている。

入口部分には、閉塞石を嵌入するための仕口を設けている。仕口は深さ4cmとやや狭くなっている。現在、閉塞石は失われている。内部は平滑に仕上げられているが、奥壁付近の床面には後世搔き削った痕跡がある。天井部は若干蒲鉾形に丸みをもち、東壁との境いには幅1cmほどの凹線が鴨居風に入っている。西壁には一部しか施されていない。奥壁部分は、幅80cm、高さ92.5cmあって、緩い曲面に掘り込んでふくらみをもたせている。また、天井、壁面とも入口から約80cmほどは直線的な仕上げであるがそれよりも奥に行くにつれて、ふくらみをもつような感じである。内側は、ノミを用いて丁寧に加工しているが水磨きなどは行なっていない。外側は、粗雑なハツリを行なう程度である。

5. 出土遺物（第11図・図版24）

(1)須恵器坏蓋

羨道入口の閉塞部付近で出土した口縁部小破片である。復原口径約13.2cmを測る。内面の身受けかえりは2mmほど口縁端部より出る。胎土は良好、灰白色を呈する。中心部に小さい宝珠状のつまみを有する蓋であろう。

(2)須恵器高坏脚

羨道部入口付近の床面直上で出土した小形の無蓋高坏の脚部破片である。胎土は精良で器面に光沢があり、灰褐色を呈する。

(3)土師器坏

石棺入口付近の羨道部東側の床面で出土したもので、復原口径11.5cm、高さ2.4cmを測る。体部の立ち上りはやや内湾ぎみに開く。底部（切り離し痕）は糸切りである。内外面共にナデによるやや荒い仕上を施す。胎土は砂粒、赤褐色粒子を若干含む、赤茶色の色調を呈する。

(4)土師器坏

石棺内入口付近で出土した破片である。復原口径11.4cm、高さ2.6cmを測る。体部立ち上りは短く内湾ぎみにやや開く、底部は糸切りである。胎土、色調は(3)と同様である。

(5)土師器坯

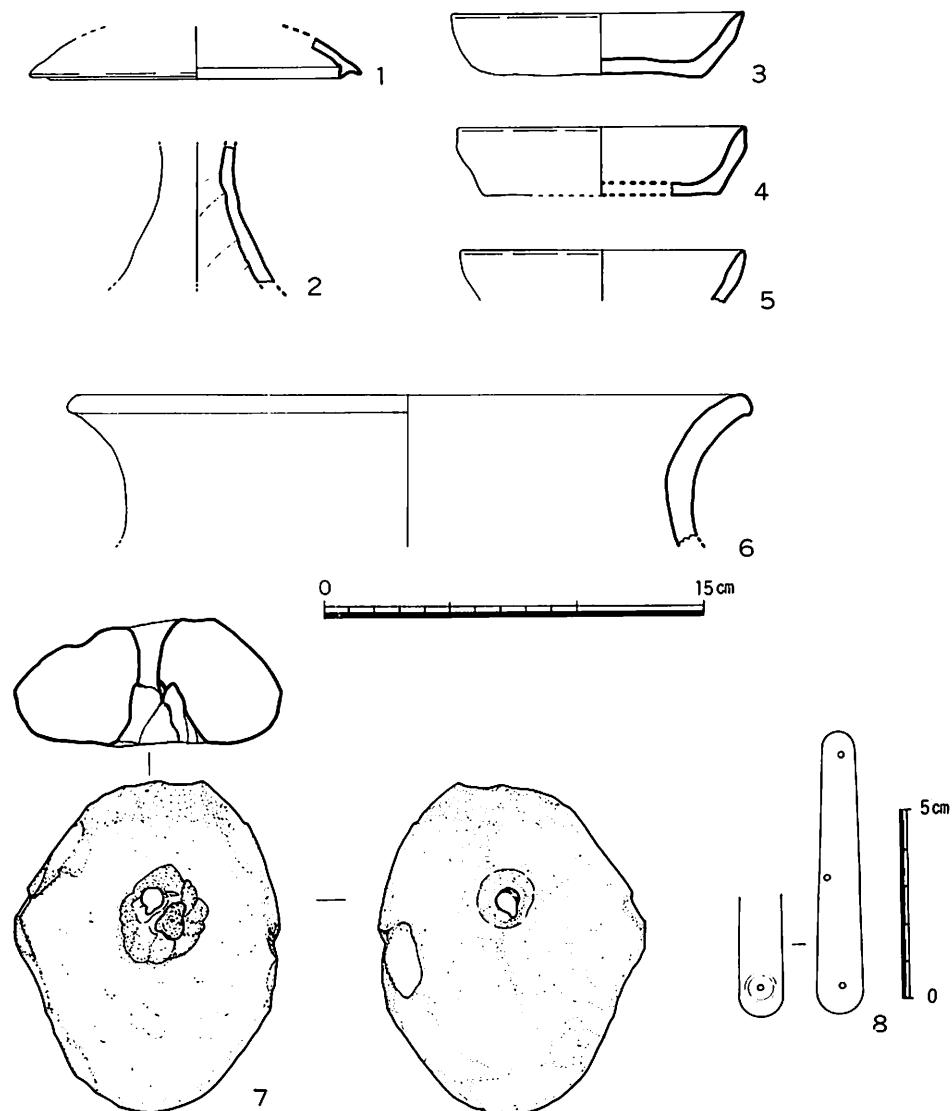
石棺内の奥壁付近で出土したもので、胎土は精良で堅く、仕上がり丁寧である。黄茶色を呈する。

(6)土師器彫形土器口縁部

(5)と同じ場所で出土したもので、復原口径27cmを測る。器壁は厚く、胎土は砂粒、赤褐色粒子、黒色雲母粒子混入、赤褐色の色調を呈する。

(7)石錐状石製品

羨道部内に流れ込んだ礫の中に混じっており、長さ13.2cm、幅10.5cmの橢円形で厚さ



第11図 出土遺物実測図（1～7は1/3、8は1/2）

5cmを測る。穿孔が中心よりやや2cmほどずれて両面から掘っている。平滑になっている面の穿孔は一度掘りそこねており、再度掘り直している。石質は加工しやすい軽石状のものである。

(8)板状銅製品

羨道部入口付近で出土したもので、長さ7.5cm、厚さ約0.4mmと薄く、3ヶ所に約1mmの釘穴をもっている。暗赤褐色で薄く緑鏽が出ている。銅製品の用途は不明であるが、出土レベルや、釘穴周囲に残る比較的新しい回転の痕跡からみて後世の流入物とみられる。

遺物は、ここに載せた以外に各トレンチ黒色土層より弥生時代の土器破片が出土しているが、実測できる遺物はなく、ほとんどローリングを受けている。いずれにしても須恵器の(1)、(2)を除いては、古宮古墳の築造時期に関係するものでなく、(3)～(6)は鎌倉末から室町時代の時期の遺物である。この時期に古墳内部に進入したことがうかがえる。また発掘調査の開始前に地元の人から明治頃に盗掘したとも聞いており、恐らく数次にわたって内部は徹底的に荒されたものであろう。

6. 小 結

以上みてきたように、古宮古墳は巨大な凝灰岩を割り抜いて造った横口構造の石棺式石式を主体部とする方形墳である。以下、報告の順序に従ってまとめ、問題点を整理してみよう。

まず、古墳外形については、南北12.45m、東西12.15mのほぼ方形プランをもつ古墳であるが、南面する丘陵中腹の約27度という傾斜地に築造されているため、古墳の正面および側面観は平地に築かれる通常の方形墳からみると若干異様な形となる。第12図は調査結果をもとに復原した想定図である。石室は「半地下式」に据えられ、これを中心として墳丘が企画される。墳丘上面の大きさについては、上面からみた斜面部分の幅が一定になるということが前提になるが、まず、現存する封土の最高所が北側墳丘裾から南へ2.6mの位置にあること、つぎに、埋葬完了後に入口を閉塞した後は天井石が隠れねばならないという仮定のもとに、墳丘南裾と羨道天井石南端とを結んだ線をさきのレベルまで延長すると、ほぼ同じ2.6mという幅になることから、墳丘斜面を上面からみた幅はほぼ2.6m前後の値をとると考えられる。この場合、墳丘南側の傾斜角はおよそ60度、現存する墳丘最高所のレベルに合わせて上面が平坦だったとすると、南側から見た墳丘の見掛け上の高さは4.9mとなる。

ここで問題となるのは、羨道入口の高さである。復原図でもわかるように、墳丘南側の基底部からの高さは1.68mあって、しかも傾斜は急である。遺骸の搬入あるいは墓前の祭祀を行なったものであろうか。まず考えられるのは、南側に土砂を盛り上げて墓道を築くことであろう。あるいはまた、羨道入口に至る東または西からの墓道

をつけ後に埋め戻す方法も考えられるが、羨道入口部が1.2mほどしかないこと、葬後入口閉塞の作業などを考慮するなら前者の可能性が高いかも知れない。

つぎに、主体部については、各部の計測値を掲げておく。また、これを唐尺に換算し、石室の企画値を求めたものが次表である。

羨道部も含めて石室には漆喰や赤色顔料が使用された痕跡はまったくない。遺骸が棺に納められていたかどうかについても、遺物の上から言及することはできない。石室構築の用材は予め別の場所で加工調整された後に、運搬、据えつけられたものらしく発掘では現場での調整を裏づける凝灰岩の細片は発見されていない。これら用材の採取地については、科学的な分析手続を経ていない現在、候補地としてあげるにすぎないが、古宮古墳から直線距離にして3kmほど南の永興あるいは尼ヶ城近辺において良質の凝灰岩を産出する。

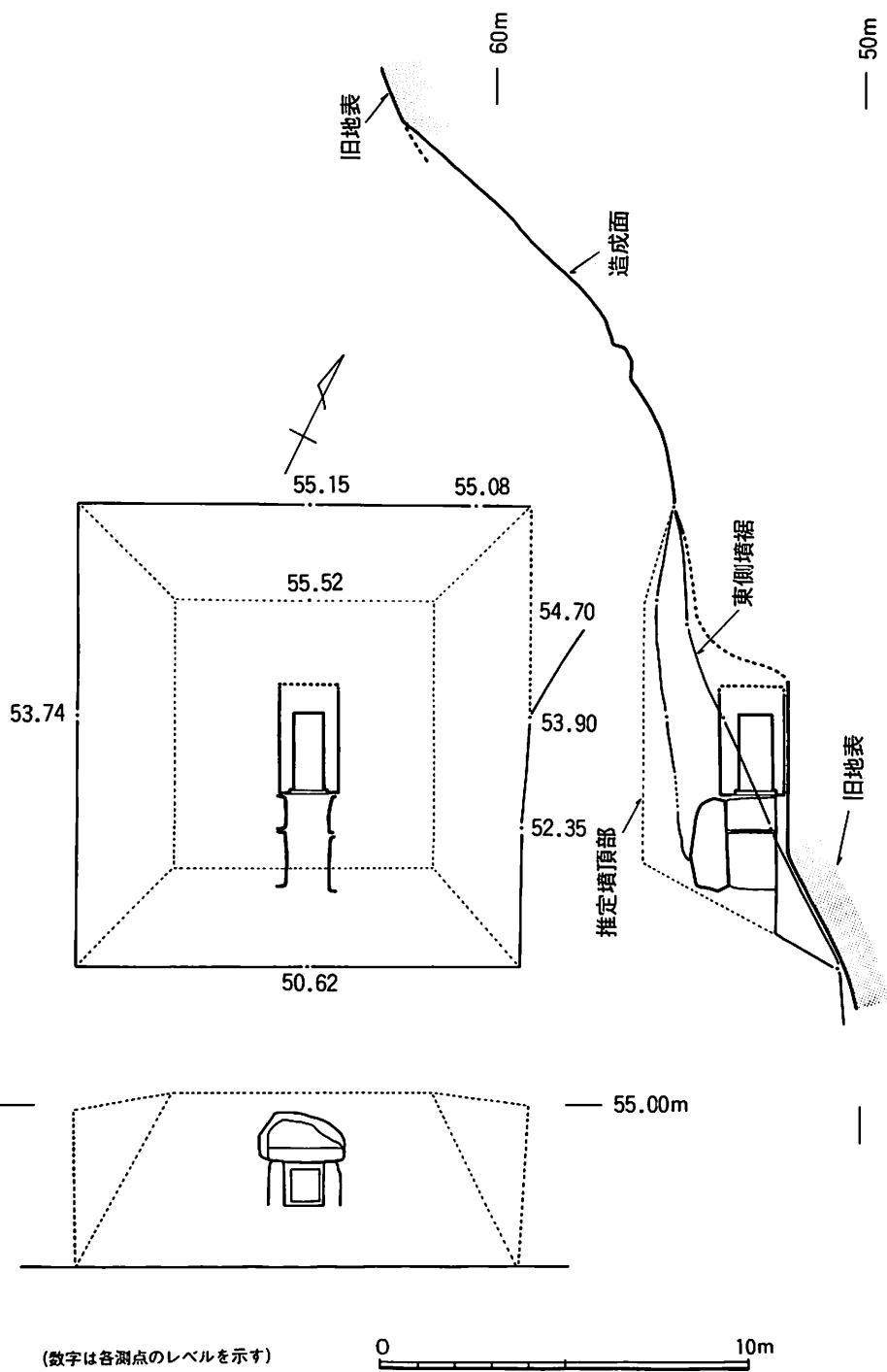
ところで、この種の終末期古墳の石室や墳丘の規模が、有名な大化甲申詔所謂「大化薄葬令」に準拠して築造されたか否か常に問題となるところであるが、この点について検討しておこう。まず、墳丘規模については、南北12.45m、東西12.15m、高さ4.9mという数値は、1尋=1.75mとして換算すればそれぞれ、7.11尋、6.94尋、2.8尋となる。この値は墳丘規模1辺長7尋、高さ3尋を企画したものと見做される。とくに高さについては現存する最高所の数値であるので本来はもっと高かったはずである。この墳丘企画でいくと古宮古墳は「薄葬令」の規定の「上臣」というクラスにあたることにな

石室計測値表 (単位 cm)

		全長(奥行)	幅	高さ	備考
石棺式石室	外法	250(+)	(165)	177	
	内法	202~205	78.5~79.5	85~88	
	仕口部	6~9		96~97	閉塞石を嵌入する仕口部分を除く
羨道部	東壁	268	北100	(45)	側石間に約9cmの隙あり
			南159	—	
	西壁	246	北90	(35)	側石間に約6cmの隙あり
			南150	—	
	天井石	244	200	110	側石を受ける仕口の幅 116~117

唐尺による石室企画値 (単位 尺) (1尺=29.50cm)

		全長	幅	高さ
石棺式石室	外法	9	5.5	6
	内法	7	2.7	3
羨道部		8	4	4

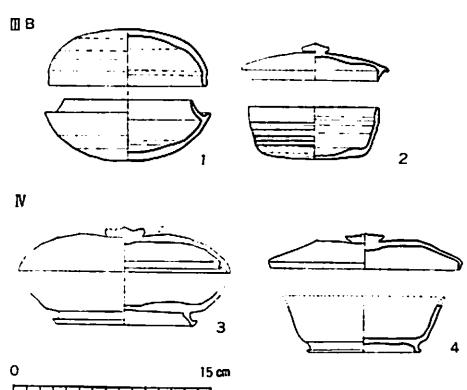


第12図 復原想定図

る。これより下位の「下臣」では、墳丘の1辺長5尋、高さ2尋半ということで大きく規定を越えることになり、また規定を上限法とする見解に立てば「王以上」とすることもできようがまずあり得ないことであろう。一方、石室規模については、「下臣」まですべて「長さ9尺、高さ5尺、広さ5尺」と規定しており、古宮古墳の石室規模はこの範囲に入ってしまう。

つぎに、出土遺物については残念ながら、被葬者の身分や古墳の年代を示す良好な資料に恵まれていない。それでも、須恵器蓋および高壺脚柱部破片は埋葬時期を推定する手掛りとなる貴重な資料であった。蓋破片の方は、宝珠つまみを有し身受け返りのつく形態の蓋になると思われるが、この種の蓋の出現は畿内と九州では若干時期を異にする。すなわち、畿内ではTK217型式以後^{註1}すなわち七世紀第Ⅱ四半期ごろ以後と考えられているのに対し、九州では、福岡県八女市塚ノ谷4号窯跡で六世紀後半に、同北九州市天觀寺山第Ⅰ区第1号窯跡では七世紀前半代にそれぞれ出現する。^{註2}初期のものは、身受け返りが高く口縁端部よりも突出の度合いが大きく、しだいに口縁端部に隠れる傾向に向う。出土資料は、口径の大きさや身受け返りの突出の度合いからみて、九州地方の須恵器編年の第Ⅵ期とされるべきものであろう。実年代での位置づけは、一応七世紀後半としている。近年の畿内での編年案では、口径を拠りどころとすれば「飛鳥京Ⅳ型式」に相当すると考えられ、年代的にも九州の場合とほぼ一致する。このような須恵器の生産地は現在のところ豊後地域には存在しないので、持込まれた土器の可能性がつよい。

さて、高松塚古墳の発見を契機としてこの種の古墳への関心が高まり、終末期古墳としてきわめて特殊な存在意義をもつ古墳であることが認識されるに至った。今回調査に及んだ古宮古墳については、それが大分という畿内からみればまさに僻遠の地において、しかも比較的純粹な形で行なわれていることがまず驚きであった。調査では残念ながら副葬品等遺物の出土が乏しく、被葬者や築造年代を推定する上で今一つもどかしさを感じる。しかしながら、この種の古墳のもつ意義および大分地域での横穴式石室古墳の築造がほぼ七世紀初頭で終っている事実、また古墳の立地する場所が従来の在地豪族の墳墓地と異なるという状況などからして、古宮古墳を在地豪族の墳墓と考えることは非常に難しい。したがって、想定される被葬者を、一般に言われるように「律^{註3}令制下の高級官人」に求めるとどうであろうか。このように考えてくると思い当るのは「日本書紀」天武天皇の条に登場する「大分君惠尺・稚臣(見)」なる人物である。この二人は、壬申乱の軍功により、天武四年(675)に死去した惠尺に「外小紫位」、つづいて天武八年(679)に死去した稚臣には「外



第13図 八女市塚ノ谷4号窯(1、2)及び同2号窯(3、4)出土須恵器(註2)

小錦上位」が追贈されたという。この間の事情および「大分君」については後に詳しい考察があるが、この二人の人物が間違いなく古宮古墳のある大分地域の出身者であるならば、まさに被葬者としてこれほど相応しい人物はない。それでは、この二人のうち古宮古墳の内容に照らしてどちらが満足すべき条件をそなえているであろうか。このためには、大化甲申詔、所謂「大化薄葬令」の内容と古宮古墳、それに惠尺・稚臣が追贈された冠位とを検討する必要がある。薄葬令の実効性については研究者によって異論のあるところであるが、古宮古墳の墳丘規模が薄葬令にいう「上臣」の規定とほぼ合致することは前に述べた。惠尺が授けられた「外小紫位」は従三位に担当する高い冠位であり、一方稚臣の「外小錦上位」は正五位相当であり、推古11年に制定された冠位12階の第3等である「大仁」に当る。そうだとすれば、「薄葬令」の規定による限り稚臣は墳丘を築くことができないクラスであるということになる。ここで「上臣」又は「下臣」という称が問題となるが、^{註6}「上臣は大臣、下臣は大・小徳をさす」という説に従いたい。しかば、古宮古墳の被葬者が惠尺である可能性はますます高くなってくるわけであるが、考古学上の年代観とも大きく矛盾することはない。すなわち、畿内では終末期古墳とされるもののうち、お龜石古墳に代表される石棺式石室に羨道が敷設するタイプの古墳が高松塚古墳のような石槨に墓道を伴うタイプのものに先行し、かつ後者への移行の時期をほぼ七世紀の第Ⅲ四半期頃とみる見解が一般である。これは、古宮古墳から出土した数少い出土遺物の一つである身受け返りのつく須恵器蓋の編年的位置づけからも裏づけられることである。

註 1 田辺昭三「須恵器大成」 1981

2 小田富士雄ほか「塚ノ谷窯跡群」八女市教育委員会 1969

3 小田富士雄ほか「天觀寺山窯跡群」北九州市埋蔵文化財調査会 1977

4 橋原考古学研究所編「飛鳥京跡二」奈良県史跡名勝 天然記念物調査報告書第40冊 1979

5 豊前側では、大分県中津市伊藤田窯跡、福岡県豊前市四郎丸窯跡などで生産されている。

6 坂本太郎、家永三郎、井上光貞、大野 晋 校註 「日本書紀」下 日本古典文学大系68
岩波書店 293頁 註33

第4章 大分君恵尺・稚臣について

はじめに

大分市椎迫の古宮古墳は、九州でも他例をみない典型的な終末期古墳であることで、発見の当初から話題を呼んだ。これが形態の特色等からみて、7世紀後半代のものとみられる事も、当古墳を実見した研究者の、ほぼ一致して指摘するところであった。今回行われた発掘調査でも、ほぼこの点は裏づけられた。

そうなると、ここで「日本書紀」天武紀にみえる、いわゆる壬申の功臣である大分君恵尺・稚臣との関係が問題となる。

今提出されている当古墳についての資料と、この大分君恵尺・稚臣の2人についての文献を照應させると、状況証拠の水準にとどまるとはいえ、きわめて深い関係があるようと思われるのだが、この点についての結論は、なお今後の研究に待たねばならないところがある。その場合、いずれにせよ文献にみえる大分君恵尺・稚臣の二人のプロフィールを、より明確にしておかねばならない。そのためには第一に大分君恵尺・稚臣が果して当大分地方の出身であるかが問われねばならない。そして第二に大分君一族の位置づけ、この一族から大分君恵尺らがトネリとして上番し、壬申の乱に参戦した経緯、その後の朝廷の彼らへの功賞の実態等が問われねばならないと思われる。この作業を経て抽出された大分君恵尺・稚臣像を、古宮古墳と対応させるのが手筋であろう。以下、このことをふまえ若干的小考を付して今後の研究の一助としたい。

1. 大分君の本拠「大分」について

はじめに古代の文献にみえる「大分」の地名について見ておこう。今、管見するところ、大分の名を古代の文献から拾うと別表の如くなる。

これで明らかなどおり、奈良時代以前の文献にみえる大分は、地名としては豊後国大分郡の大分をおいてない。豊後国大分郡の「大分」は、郡名（大分郡）として残るだけでなく、河川名（大分河）もみえる。「国造本紀」にみえる大分国造（史料⑩）が、当大分郡を本拠とする在地首長であることにも疑問の余地はあるまい。一方、「古事記」中巻にみえる大分君（史料⑪）も、阿蘇君、筑紫君らと列記する表記からみて、九州の豪族としてあげられていることは確かであろう。要するに、郡名としての「大分」を残し、「大分河」が記され「大分国造」、「大分君」の史料を残すのは、豊後国大分郡の「大分」をおいてないのである。したがって、それだけで、「天武紀」の大分君を大分地方の出身とするに十分だと思われるが、念のため他の「大分」について注記しておこう。

① 大隅国桑原郡大分郷

「和名抄」によれば、大隅国桑原郡に、大原、大分、豊国、答、稻積、廣田、桑善、仲津川の各郷がみえる（史料⑨）。

古代の文献にみえる大分(碩田)

名 称	出 典	所 在	史料
碩 田 国	景行紀12年10月条	豊後国大分郡	①
碩 田 国	「豊後國風土記」大分郡条	〃	②
大 分 郡	〃	〃	②
〃	「和名抄」5、9	〃	⑤⑥
〃	「延喜式」22、民部	〃	⑦
〃	「平城宮跡木簡」	〃	⑧
〃	「続日本後紀」承和15年6月条	〃	
大分速見湯	「伊予國風土記」逸文	〃	④
大 分 河	「豊後國風土記」大分郡条	〃	③
大 分 郷	「和名抄」	大隅国桑原郡	⑨
大 分 里	承和2年民部省符「平安遺文」58 承平2年伊勢大神宮司解案「 〃 」242 東寺領大國川合荘坪付 「 〃 」387 永保元年伊勢國大國荘司解 「 〃 」4945 承平2年大政官符案 「 〃 」4560	伊勢国多氣郡 〃 〃 〃 〃	

※ 氏族名(大分君、大分国造) 人名(大分内侍、大分君惠尺)
社名(大分宮)等はのぞいた。

この大分郷は、豊国郷、仲津川、答郷などとともに豊前、豊後の地名と関連してつけられたものであることは明らかである。大分郷、豊国郷はもちろん、仲津川は、豊前仲津郡仲津郷、答郷は豊前国上毛郡多布郷にあたると思われる。このことについては、井上辰雄氏の指摘するように、奈良時代前期の朝廷の対隼人政策との関連を注意しなければならない。⁽¹⁾ すなわち『続日本紀』和銅7年3月条には「隼人昏荒野心にして、未だ憲法を習ず、困って豊前国の民二百戸を移して、相ひ勧め導かしむなり」とある。大隅隼人の支配のために、豊国の豪族や出身兵士が、この地に移住したことにより、これらの郷名が冠せられたとみればよいわけである。『太宰管内誌』も、この桑原郡大分郷についてふれ、「〔和名抄〕に桑原郡大分とあり、大分は於保支多と訓ムベし、〔五卷に豊後國大分ハ於保支多とあるは例の音便なり〕名義いまだ考へず、大分君などの住りし處などにてもあらむか〔大分君の事は〔古事記〕又は〔書紀〕天武天皇に見えたり、其ノ本は豊後国、大分より出たるなるべし〕」と記している。

② 筑前国穂波郡の大分八幡宮

令制下の郡郷名等には見えないが、平安時代以降の文献に「大分宮」がみえる。⁽²⁾ 大分宮即ち大分八幡社は、宇佐八幡宮のいわゆる九州五所の別宮のひとつである。その創建については、神龜3年(726)と伝えるが、もとより確証はない。この大分宮の近くには、奈良時代の瓦を出土する大分廃寺がある。いわゆる新羅系偏行唐草文軒平瓦を出土する寺跡である。⁽³⁾ 中野幡能氏は、大分宮の神龜3年創建説はむしろ大分廃寺にあてるのが自然としている。⁽⁴⁾ いずれにせよ大分宮は「延喜式」にもみえず、奈良時代以来の有力神社とは思われない。当地はその後、穂波郡大分村として、郷村名を残しているが、古代

の地名としては、豊後国大分郡に比すべくもない。この地に大分の名をもつ古代の氏族が出た形跡も全くない。その呼び方も、ダイブであって、オオイ(キ)タではない。「太宰管内誌」は大分宮についてオホギタ宮としているが、地名としこの地方がオホキダと呼ばれた確証もない。

やはり、大分郡の本拠としての「大分」としては不適当というべきだろう。

③ 伊勢国多気郡大分里

古代の文献にみえる「大分」では、豊後の大分との関連でもっとも注意すべき所である。伊勢国はいうまでもなく、壬申の乱において、近江、美濃、伊賀などの各國と共に、重要な戦場となったところである。とくに大分君惠尺は、その緒戦にあたり伊勢に走っている(史料⑫)。惠尺の役割は、東国への根まわしといった、いわば密偵の役を負ったものであるらしい。すると惠尺は、東国の例え伊勢地方と深い関りがあった可能性は残るのである。

この伊勢国に「大分里」がみえるとすればやはり一応注意せざるを得ないだろう。伊勢国大分里とは如何なるところであろうか。

別表にみるとおり、伊勢国多気郡大分里は東寺領川合大国庄中の里名としてあらわれる。その位置は多気郡下に入る川合大国庄の内、十四条の三の位置にあたるという。この大分里については、現在の三重県多気郡多気町相可の近くとみられるが、正確な位置を確認できなかった。⁽⁶⁾ 別に「延喜式」九神祇・神名上には伊勢国多気郡に大分神社がみえオホワケとよまれている。この神社は、現在の三重県多気郡明和町の相生神社の近くに比定されているとのことであるが⁽⁷⁾ 大分里とはいく分はなれている。

いずれにせよ、この大分里は、その後地名として定着しておらず、奈良時代の郡郷名としてももとより痕跡をとどめていない。条里制の一区画として残っている経緯からすれば、あるいは、壬申の乱の功臣、大分君惠尺に対する功田として、この地が与えられたのかも知れない。少くとも、この地が、オオイ(キ)ダの地名をもち、国造クラスの在地首長としての大分君氏を輩出した「大分」でなかったことは確かだろう。

以上、や、粗略にではあるが、豊後国大分郡以外で、古代の文献に「大分」の名を残すところについて検討してみた。これによって、大分君惠尺・稚臣の本貫地としてとりあげるに足る所は、豊後国大分郡をおいてないことを確認できると思う。これくらいのことは、もとより自明のことといえばそれまでであるが、大分君惠尺らと古宮古墳のかわりを考えるうえで、これだけの論証はやはり必要と思われるので特記した次第である。

2. 大分君及び大分国造について

すでに周知のように、豊後国の大分地方には、大化前代の有力な在地首長として、大分国造がいた。「国造本紀」では、なぜか大分国造は国造名列記の条にみえず、計 125 国の国造名からもれているが、火国造の個所にあげられており、「国造本紀」が大分国造を国造として把握していたことは確実である(史料⑩)。

「国造本紀」には、他に東九州地方の国造名として豊、宇佐、比多、国前の国造名がみえる。このうち、豊国造については実在性に疑問がもたれるが、他の三国造は、それ令制下の宇佐郡、日田郡、国崎郡を本拠とする国造として実在した可能性がつよい。⁽¹⁰⁾これらと共に令制下の大分郡一帯に『大分国造』がおかれた可能性は高いのである。その本貫地については、令制下の大分郡の中心地である大分川下流域があてられる。この大分川下流域では、古墳の分布と特色からみて、少くとも三つの有力な在地首長が成立し、五世紀代には大和王権の秩序に編入されていたとみられている。即ちその第1は、大分川の小支流賀来川流域のグループで、全長60メートルの蓬萊山古墳を中心とする。第2のグループは、やはり大分川の小支流である七瀬川の左岸にある。前長75メートルの御陵古墳を中心とする。第3は大分川下流の上野台地の大臣塚古墳を中心とするグループである。

これらのうち、特に賀来川のグループは、その左岸の庄ノ原の台地一帯にひろがり、もっとも強い勢力をもったようである。ここには千代丸古墳、丑殿古墳の如き有力な後期古墳がある。〈大分国造〉の本拠をあえて特定すれば、やはり賀来川から大分川本流に及ぶ一帯、その北側に沿って展開する庄ノ原、永興の台地の一帯であろう。もっとも上記の三つのグループは、有力な前方後円墳を各々に一基しかもたないから、あるいはこれらのグループの間で、地域を代表する権力が交代した可能性もある。それにしても6世紀代に及んでもっとも有力な勢力を維持したのは、やはり賀来川のグループであろう。

ただ、この大分地方の在地首長も、古墳の規模と内容からすれば、東九州の各地に成立したいくつかの在地首長と同程度の、ごく類型的な在地首長だったはずである。

この大分地方の在地首長こそが、「大分」の地名と、在地首長に一般的な「君」（キミ）のカバネを冠する大分君一族であつたにちがいない。

ただ、それだけでいえば、大分君一族は、東九州地方の、類型的な一首長として消長したにすぎないはずであるから、そこからは、直接に、壬申の功臣、大分君恵尺・稚臣の出現を説明することができない。彼らが、この大分地方の在地首長大分君一族の出身だとすれば、彼らは如何にして、大分より上京し、しかも壬申の功臣とされる契機を得たのであろうか。

「天武紀」の壬申の乱のくだりをよむかぎり、大分君の二人は如何にも唐突にあらわれる。この乱の功臣の多くは、畿内地方の外ではむしろ東国出身者を主としている。九州出身者はこの二人をおいて全くみえないのである。

この二人は如何なる経緯をもって、「天武紀」に登場するのだろうか。

この点については第一に両名が、ともにトネリであることに注意しなければならない。

すなわち天武紀8年条では兵衛大分君稚見とみえる。大分君恵尺も又、村国連男依らとともにトネリとして参戦していることは疑いない。

舎人とか兵衛とか記されるトネリの制については、遠く大化前代の部民制の一形態である名代・子代の制とのかかわりで考えねばならない。周知のように名代は、大王や皇后や皇子のために設定された部である。部としての名は、多くは彼らの仕えた皇族等の

宮の所在地にかかわるとされている。忍坂部は允恭天皇の皇后忍坂大中姫の忍坂宮、日下部は雄略朝の河内日下宮というふうに。⁽¹²⁾

名代は、地方の立場からみれば 在地首長層が大和王権の秩序に編入されてゆく過程のひとつとして理解される。即ち、在地首長は王権の秩序に編入されるにあたり、自らの率いる共同体の人民が名代として設定されることを承諾し、自らはその在地の管掌者として、実質上の首長権を維持する。いわば名代の地方的伴造という立場に立つ。彼は一族の中から特定の人物を宮廷にトモとして出仕させる。トモは舍人、帳内等として、宮の警備や諸種の雑務にあたる。 笹山晴生氏によれば、このトネリには、朝廷のトネリとすべきタイプと共に、皇族等の私有に近い護衛兵的なトネリがあったという。このトネリは多くは東国から出ていることが知られているが、大分君恵尺らがトネリとして大海人皇子や大津皇子の側近に仕えていたという歴史的背景は、この大化前代からのトネリの歴史をふまえて考えておくべきだろう。

上記のような、朝廷又は皇族等の近従としてのトネリを、官人機構に組みこんだのは、天武天皇である。⁽¹⁴⁾ 天皇は、中央官人の子弟で官途につく者のため大舎人の制をもうけ、一方地方豪族の子弟を登用して武官とする兵衛の制をしいた。この兵衛の初見が天武紀8年の兵衛大分君稚臣である。この兵衛はやがて律令制下では、五衛府のうち左右兵衛府の兵衛として制度化される。「令義解」軍防令条によれば、兵衛は「凡兵衛者、國司商郡司子弟強幹便於弓馬者。郡別一人貢之。若貢采女郡者。不在貢兵衛之例。」とあり大化前代以来のトネリの性格をよく映している。

いずれにせよトネリには、皇族等の近従としての性格が本質的であり、従ってしばしば官制の秩序を超えて活躍することがある。天武天皇は、壬申の乱を戦うにあたり、このトネリとの人格的結びつきを重視した。この乱で活躍した大分君恵尺・稚臣のほか、⁽¹⁵⁾ 村国連男依、文首根麻呂、文首智徳、身毛君広らはすべてトネリである。天皇は彼らとの強い人格的結びつきを手がかりとして、その出身地である諸国の豪族の挙兵をはかった。天武天皇4年、大分君恵尺の死にさいして天皇が贈った言葉のもつ『私的』な色彩は、天皇とトネリの関係をよく象徴している(史料⑮)。

恵尺・稚臣は死して後、それぞれ外小紫位(従3位相当)、外少錦上位(正5位相当)をおくかれている。とくに恵尺の場合いわゆる壬申の功臣のうち、地方出身とみられるトネリの中では、村国連男依(外小紫位)と共に最高の行賞をうけているといえる。もとより、それは死後の追贈であり、しかも外位であって、官制の上では律令政府中枢の秩序の外におかれている。ここに地方出身のトネリの限界を読むことができる。しかしいずれにせよ、三位相当の位を贈られるのは、一地方豪族の子弟にして、一介のトネリにすぎない者にとっては、まさに破格の扱いであった。

大分君恵尺・稚臣の二人は、トネリとしての上番一大海人皇子との強い人格的結びつき—壬申の乱への参戦とそこでの抜群の功績というステップを踏むことによって、一介の地方豪族の子弟の水準をこえたといえる。この時点で、彼ら二人は、その本貫地である大分地方の大分君一族の宗家のレベルを越え、この地から数多く出仕したかも知れないトネリたちのレベルを越え、中央政府の舞台で功臣としての名をとどめたのである。その

意味で、彼らが壬申の乱という、古代の政治史に一画期をなす事件に、トネリとして遭遇したのは千載一遇の幸運であったとしなければならない。この幸運を手中におさめる事なくして、大分君一族の子弟が、従三位相当の位をうけ天皇の格別の弔詞をたまわるなどという事はありえなかったということができる。

そういう意味で、彼らは、大分君一族の歴史の中でも、破格の存在である。したがって大分君惠尺・稚臣の問題と、大分君一族一般の問題を、無前提に混同してはならない。本稿のはじめに、古宮古墳の被葬者が、この二人のうちいずれかである可能性は、状況証拠としてはきわめて高いとしたのはこのためである。東九州地方の一介の地方豪族の本貫地に、古宮古墳の如き、いわば特殊な終末期古墳が造営される契機は、容易におとずれるものではない。このためには、一族の子弟の誰かが、中央政界に進出し、相当の地位につくか、大きな功をあげることを必要としたはずである。大分君惠尺・稚臣についての「天武紀」の記事は、これ以上はないといえる鮮明さで、この事を証言していると思われる。

註(1) 井上辰雄 『隼人と大和政権』（昭和49年）

(2) 康和5年筑前国藤井今武田地賣券（『平安遺文』1512）、長治2年府老藤原延末田地賣券
(同前1639) ほか参照

(3) 中野幡能 『八幡信仰史の研究』（昭和50年）

(4) 小田富士雄 「豊前における新羅系古瓦とその意義」（『九州考古学研究一歴史時代編』・昭和52年）

(5) 前掲(3) 参照

(6)(7) いずれも三重県教育委員会伊藤久嗣氏のご教示による

(8) 壬申の乱の功臣にして、トネリ出身者が功田をうけた例は、村国連男依（10町）らの例があるが、大分君惠尺・稚臣には功田賜与の記事はみえない。

(9) 鎌田純一『先代旧事本紀の研究』校本の部（昭和35年）

(10) 『大分県史一古代1』所収の拙稿「二豊の在地首長と大和王権』（昭和57年）参照

(11) 以下大分国造一大分君一族の本貫の考証については前掲(10)及び拙稿「大分川下流域における在地首長の成立と発展」（『大分県地方史』第73号・昭和49年参照）

(12) 狩野 久「部民制」（『講座日本歴史一1』・昭和45年）

(13) 笹山晴生『古代国家と軍隊』（昭和50年）

(14) 「天武紀」2年5月条に

「五月乙酉朔、詔公卿大夫及諸臣連持伴造等曰、夫初出身者、先令仕大舍人、然後選簡其才能、以充當職」とある。

(15) いずれも「天武紀」による。

史 料

①『日本書紀』景行紀12年10月条

○冬十月、到碩田國。其地形廣大亦麗。因名碩田也。碩田此云於保岐陀到速見邑。有女人曰速津媛。為一處之長。

②『豊後國風土記』・大分郡条

○**大分郡** 鄉玖所(里二十五)、驛壹所、烽壹所 寺貳所 二僧寺 昔者 繼向日代宮御宇天皇、從豊前國京都行宮 幸於此郡 遊覽地形嘆曰 廣大哉此郡也 宜名**碩田國**大分碩田謂今謂大分斯緣也。

③『豊後國風土記』大分郡条

○**大分河** 在郡南

此河之源 出直入郡朽網之峯 指東下流經過此郡 逐入東海 因曰**大分川** 年魚多在。

④『伊豫國風土記』逸文

伊豫國風土記曰、湯郡 大穴持命 見悔恥而宿奈毗古那命 欲活而、大分速見湯 自下極持度來。以宿奈毗古奈命 潟浴者 豐間有活起 居然詠曰真豊寢哉 践健跡處今在湯中石上也。

⑤『和名類聚抄』五、國郡

豊後國注略管八註略目高比多球珠久須直入奈保里大野乃於保海部安萬**大分**於保伊多速見波夜君左木

⑥『和名類聚抄』九 豊後國

大分郡、阿南、植田、津守、荏隈、判太、跡部、武藏、笠祖、笠和、神前

⑦『延喜式』二十二 民部

豊後國上 管日田、球珠、直入、大野、海部、大分、速見中略右為遠國

⑧平城宮跡出土木簡銘『寧樂遺文(下)』

豊後國大分郡調綿壹伯屯

⑨『和名類聚抄』九 大隅國

桑原郡 大原、大分、豊國、答、稻積、廣田、桑善、仲津川

⑩『國造本紀』

火國造 瑞籬朝。大分國造同祖。志貴多奈彥命兒遲男江命定賜國造

⑪『古事記』中卷

故、其口子八井命者、茨田連 手嶋連之祖、神八井耳命者、意富臣、小子部連、坂合部連、火君、**大分君**、阿蘇君、筑紫三家連、雀部連、小長谷造、都祁直、伊余國造、科野國造、道奥石城國造、常道仲國造、長狹國造、伊勢船木直、尾張円羽臣、鳴田臣等之祖也、

⑫『日本書紀』天武紀元年6月条

○甲申、將入東。時有一臣奏曰、近江群臣、元有謀心。必害天下。則道路難通。何無一人兵、徒手入東。臣恐、事不就矣。天皇從之、思欲返召男依等。既遣大分君惠尺・黃吾造大伴・逢臣志摩于留守司高坂王、而令乞驛鈴。因以謂惠尺等曰、若不得鈴、廻志摩還而覆奏。惠尺馳之、往於近江、喚高市皇子・大津皇子、逢於伊勢。既而惠尺等、至留守司、舉東宮之命、乞驛鈴於高坂王。然不聽矣。時惠尺往近江。志摩乃還之、復奏曰、不得鈴也。

⑬『日本書紀』天武紀元年6月条

○丙戌、旦、於朝明郡迹太川邊、望拝天照太神。是時、益人到之奏曰、所置關者、非山部王・石川王。是大津皇子也。便隨益人參來矣。大分君惠尺・難波吉士三綱・駒田勝忍人・山邊君安麻呂・小墾田猪手・泥部眡枳・大分君稚臣・根連金身・漆部友背之輩從之。天皇大喜。將及郡家、男依乘驛來奏曰、發美濃師三千人、得塞不破道。於是、天皇美雄依之務、既到郡家、先遣高市皇子於不破、令監軍事。

⑭『日本書紀』天武紀元年七月条

○辛亥 男依等到瀬田。時大友皇子及群臣等、共營於橋西、而大成陣不見其後。旗旛蔽野、埃塵連天。鉦鼓之聲聞數十里。列弩亂發、矢下如雨。其將智尊率精兵、以先鋒距之。仍切斷橋中、須容三丈、置一長板。設有踏板度者、乃引板將墮。是以下得進襲。於是勇敢士。曰大分君稚臣。則棄長矛、以重環甲。拔刀急踏板度之。便斷着板綱、以被矢入陣、衆悉亂而散走之。不可禁。時將軍智尊拔刀斬退者。而不能止。因以斬智尊於橋邊。則大友皇子。左右大臣等、僅身免以逃之。男依等即軍于粟津岡下。是日 羽田公矢國・出雲臣泊、合共攻三尾城降之。

⑮『日本書紀』天武紀4年6月条

○六月癸酉朔乙未、大分君惠尺病將死、天皇大驚、詔曰、汝惠尺也、背私向公、不惜身命。以遂雄之心、勞于大役。恒欲慈愛。故爾雖既死、子孫厚賞。仍騰外小紫位。未及數日、薨于私家。

⑯『日本書紀』天武紀8年3月条

三月辛巳朔丙戌、兵衛大分君稚見死。當壬申年大役、為先鋒之、破瀬田營。由是功贈外小錦上位。

図 版

図版1 古墳遠景



遠 景—中央部の伐採している場所—（南西より）

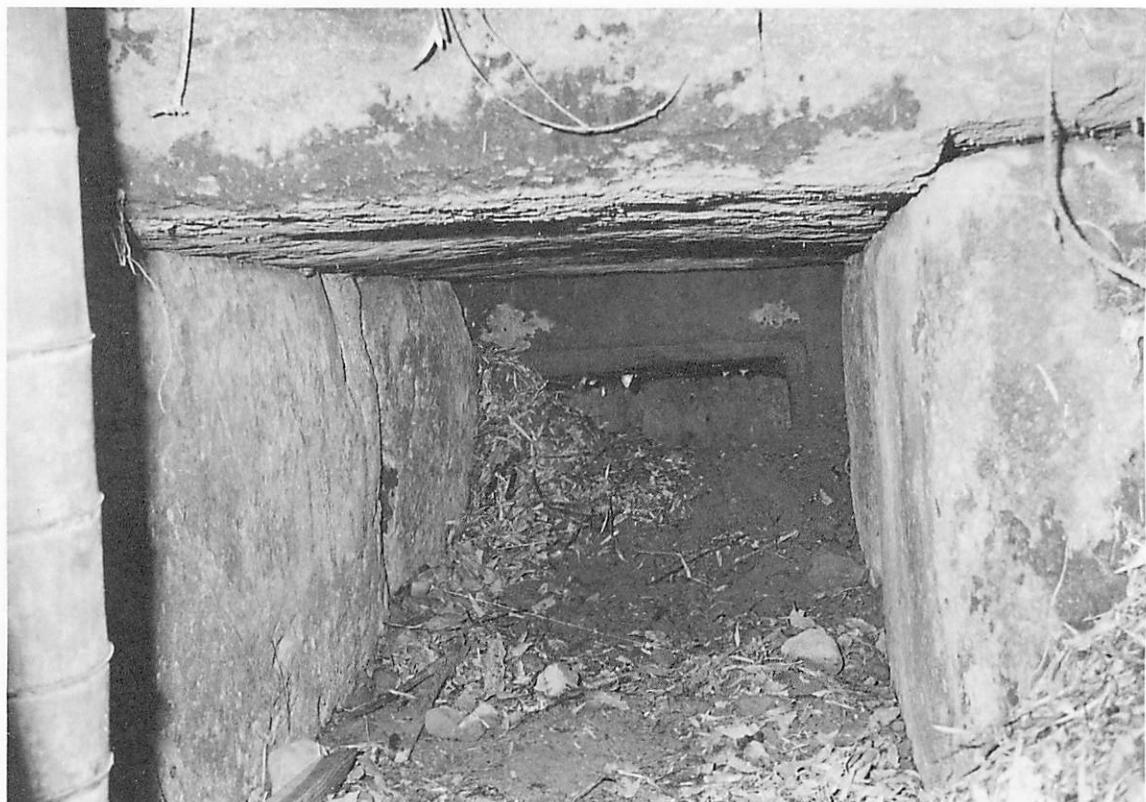


遠 景（南より）

図版2 古墳発見時の状況



孟宗竹林内より天井石露出（西より）



石室入口—調査後—（南より）

図版3 古墳の外
形1



石室 内—埋土のようす—（南より）

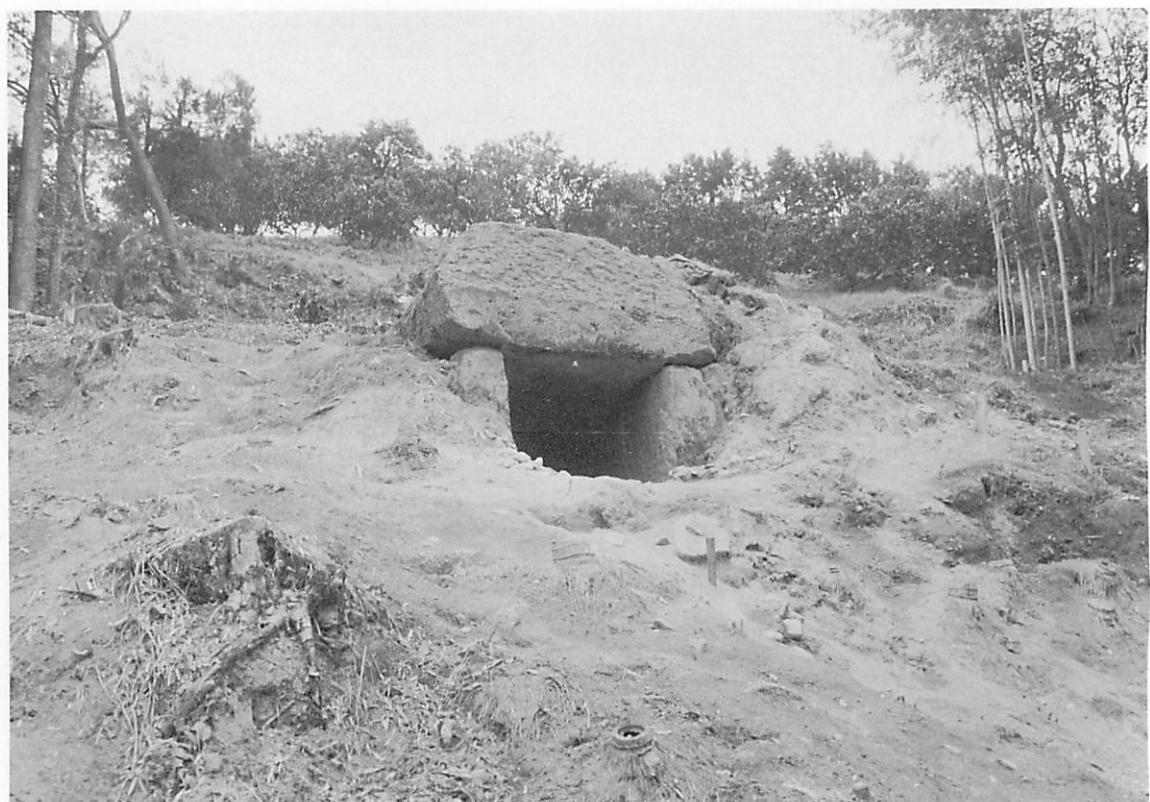


石室入口—調査前—（南より）

図版4 古墳の外見2



(南東より)



(南西より)

図版5 古墳の外形3



背後地(扇状)のようす (南西より)



背後地より墳丘および住宅地帯をのぞむ (北西より)

図版6 トレンチ発掘状況1

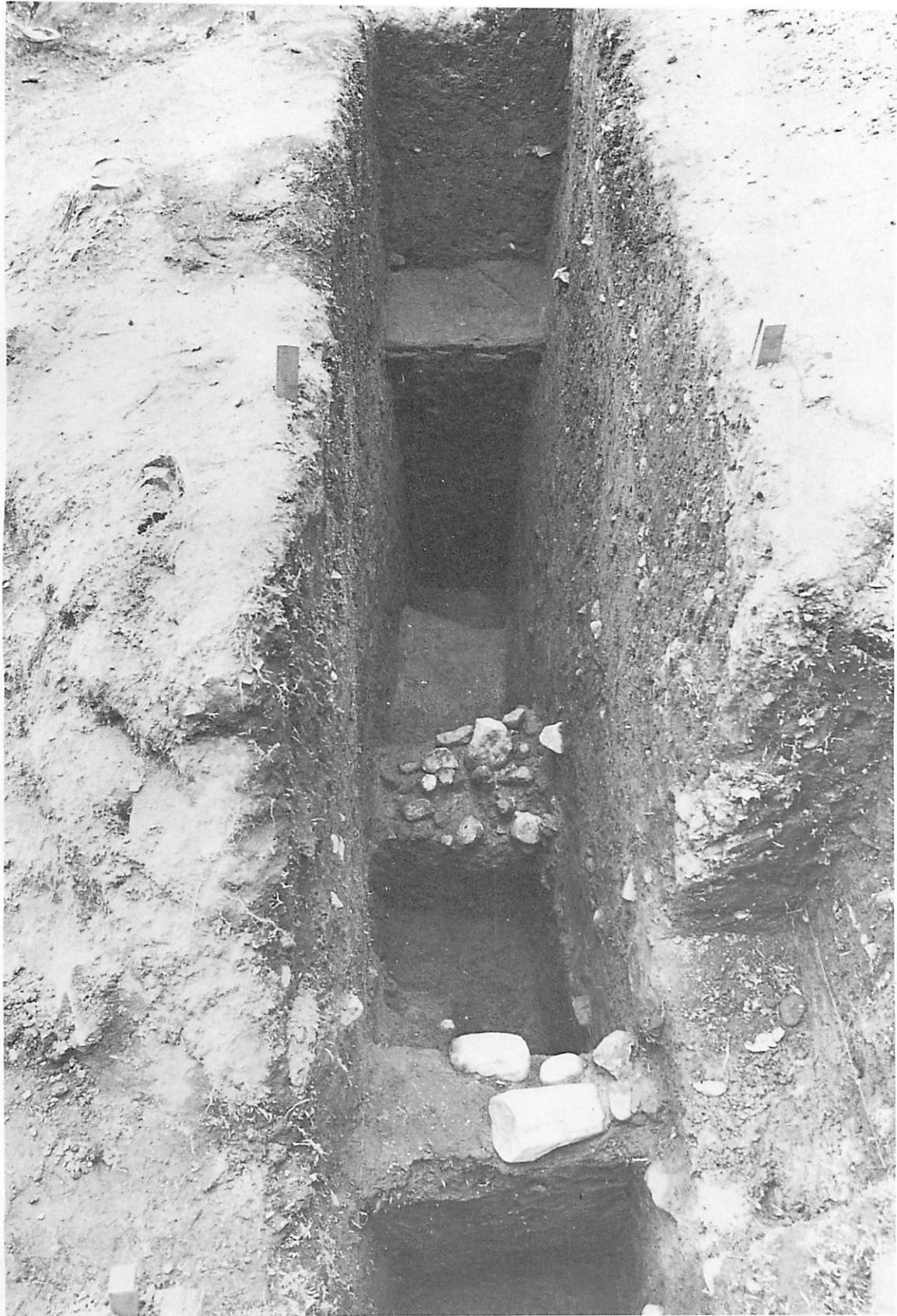


1・2 トレンチのようす（北より）



3・4・5・6 トレンチのようす（東より）

図版7 トレンチの発掘状況2

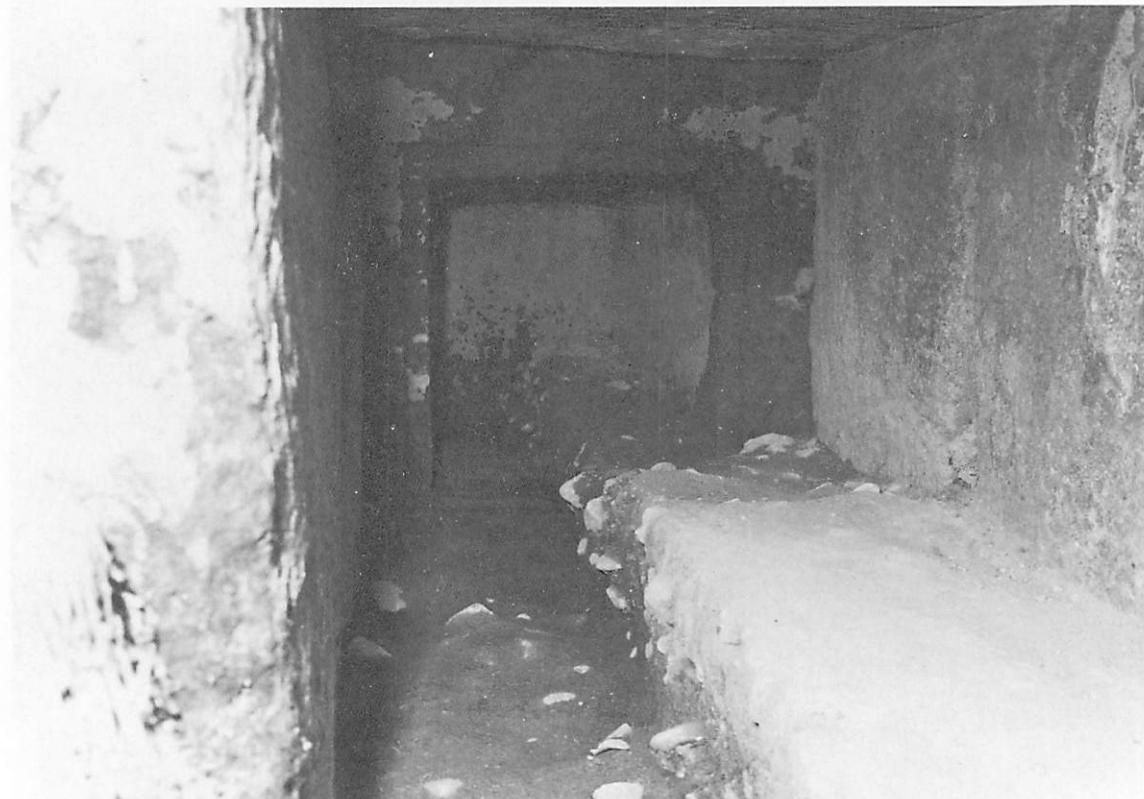


3 トレンチ全景（東より）

図版8 石室内の発掘状況1

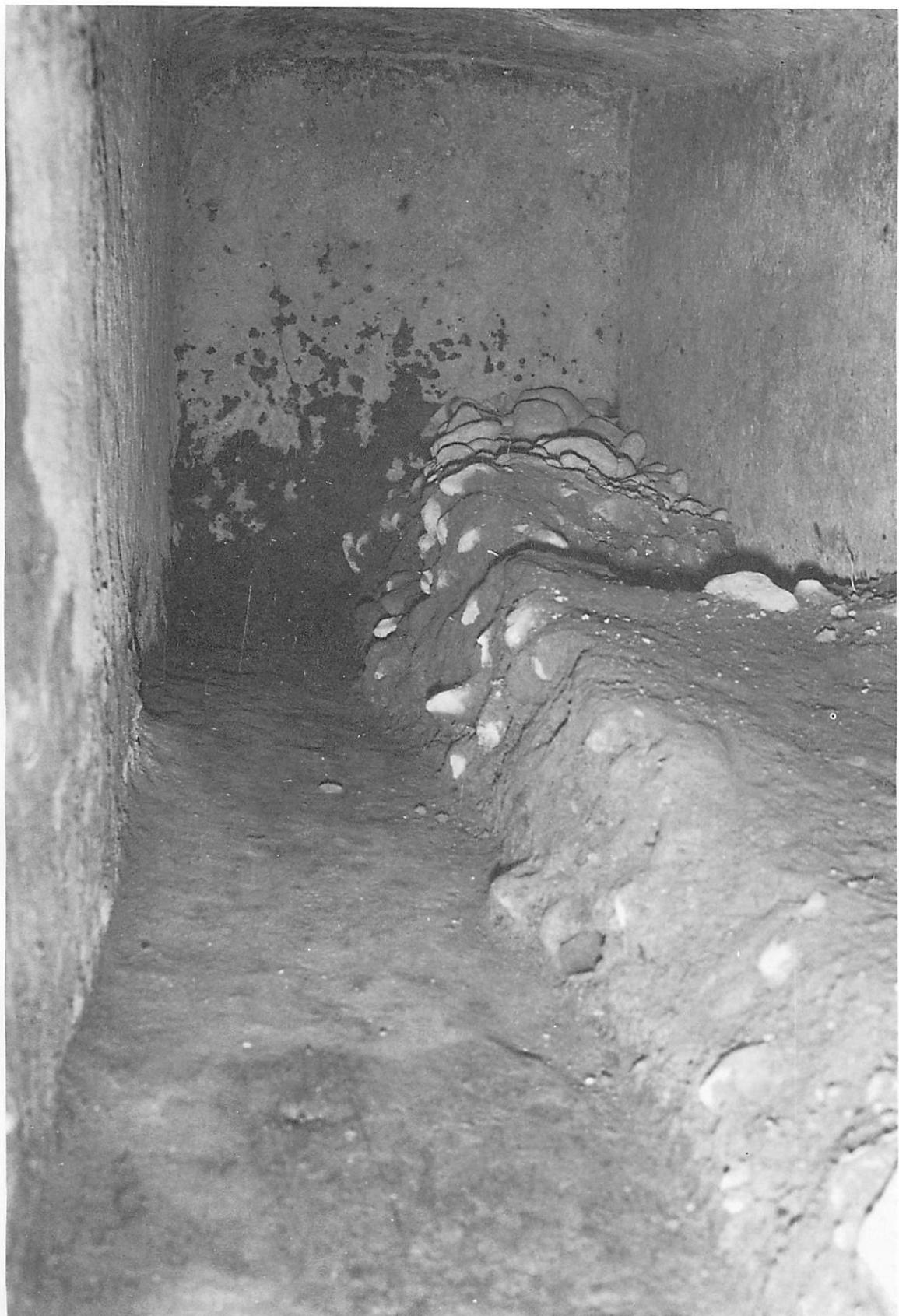


発堀前の石室内埋土（南より）



羨道部と石棺の埋土断面（南より）

図版9 石室内の発掘状況2



石棺内の埋土断面（南より）

図版10 前庭部



斜面に流れた閉塞石（南より）

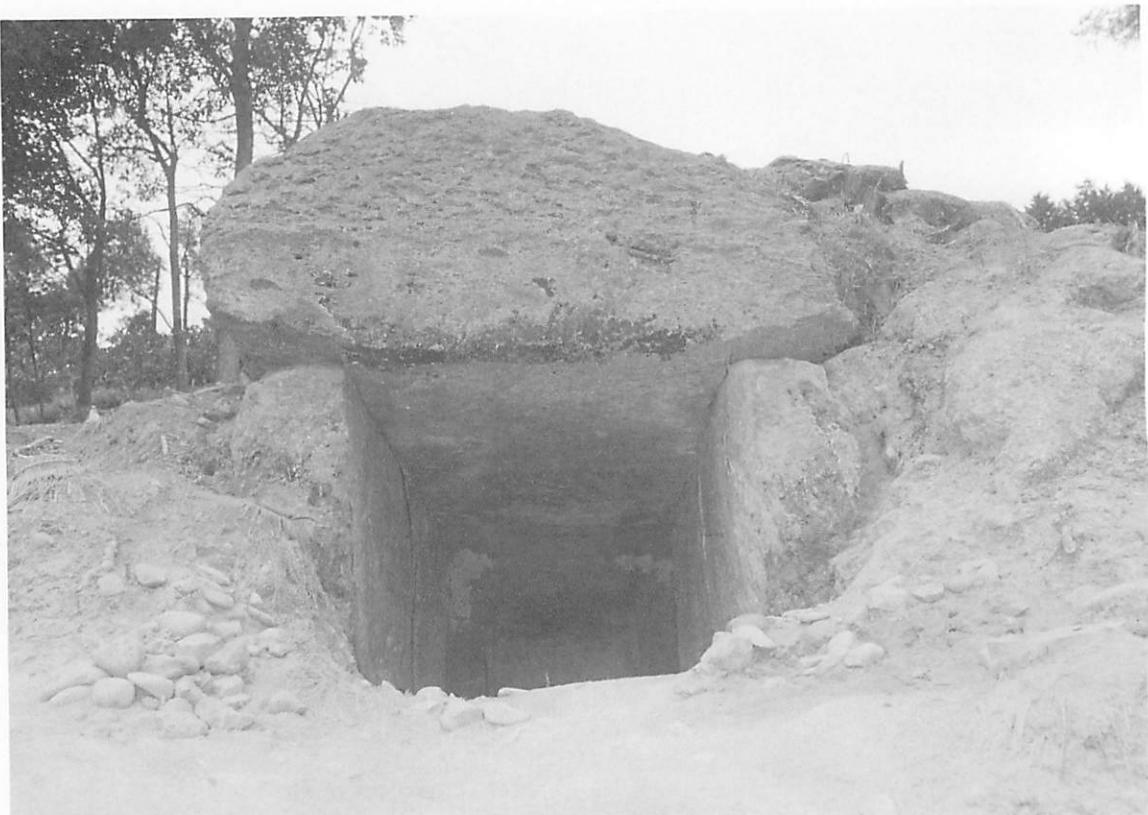
図版 11 閉塞石の遺存状況



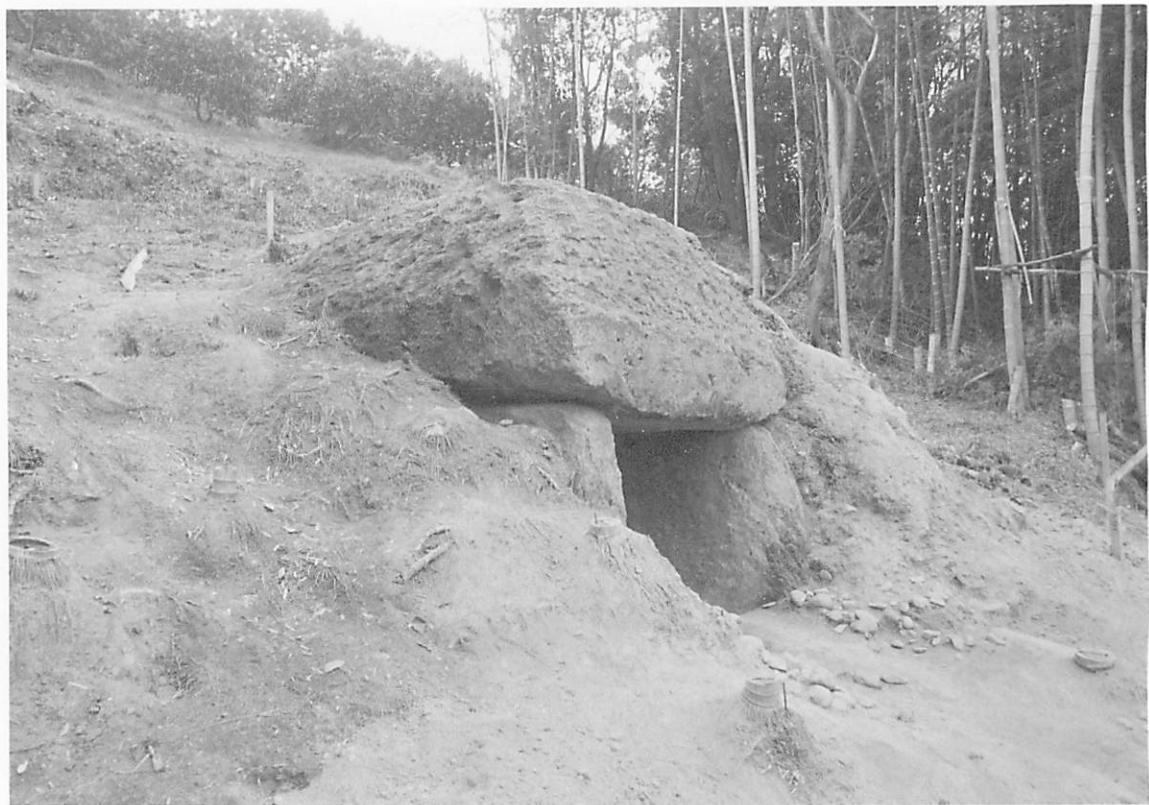
(東より)



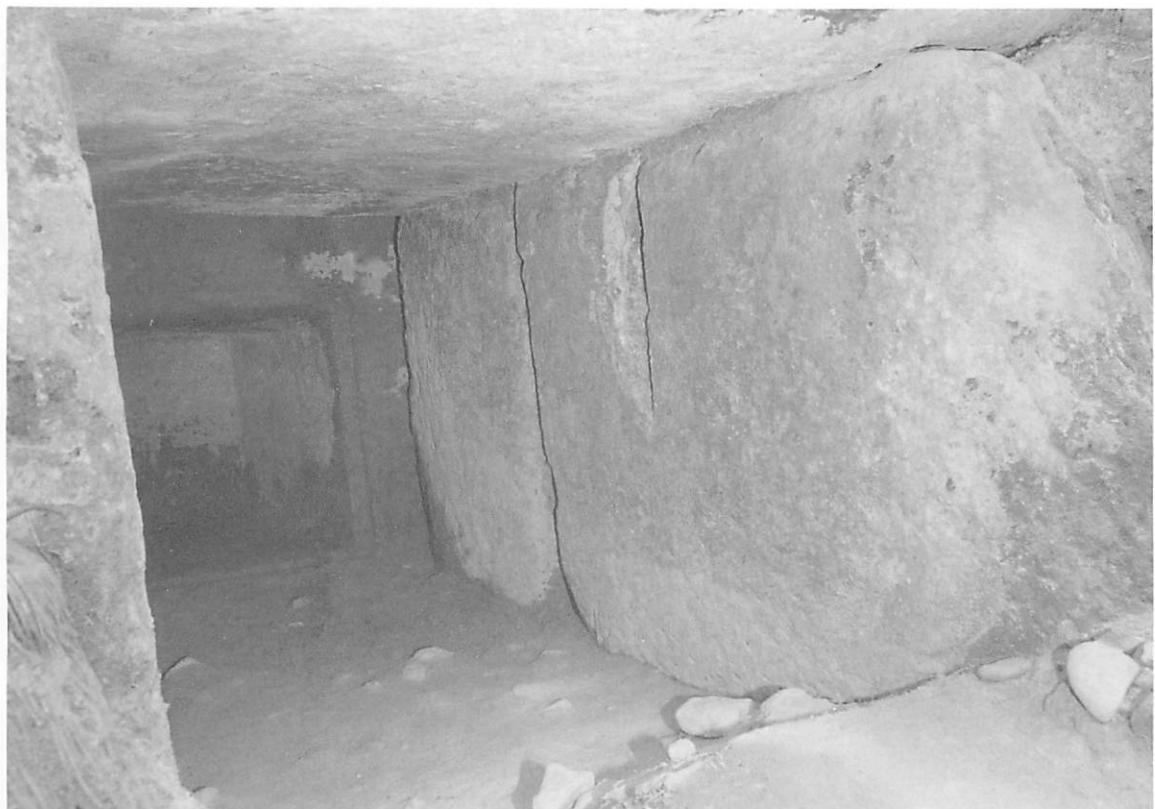
(西より)



羨道部と入口天井石（南より）



羨道部天井部のようす（西より）



羨道部の右側壁（南西より）



羨道部の左側壁（南東より）

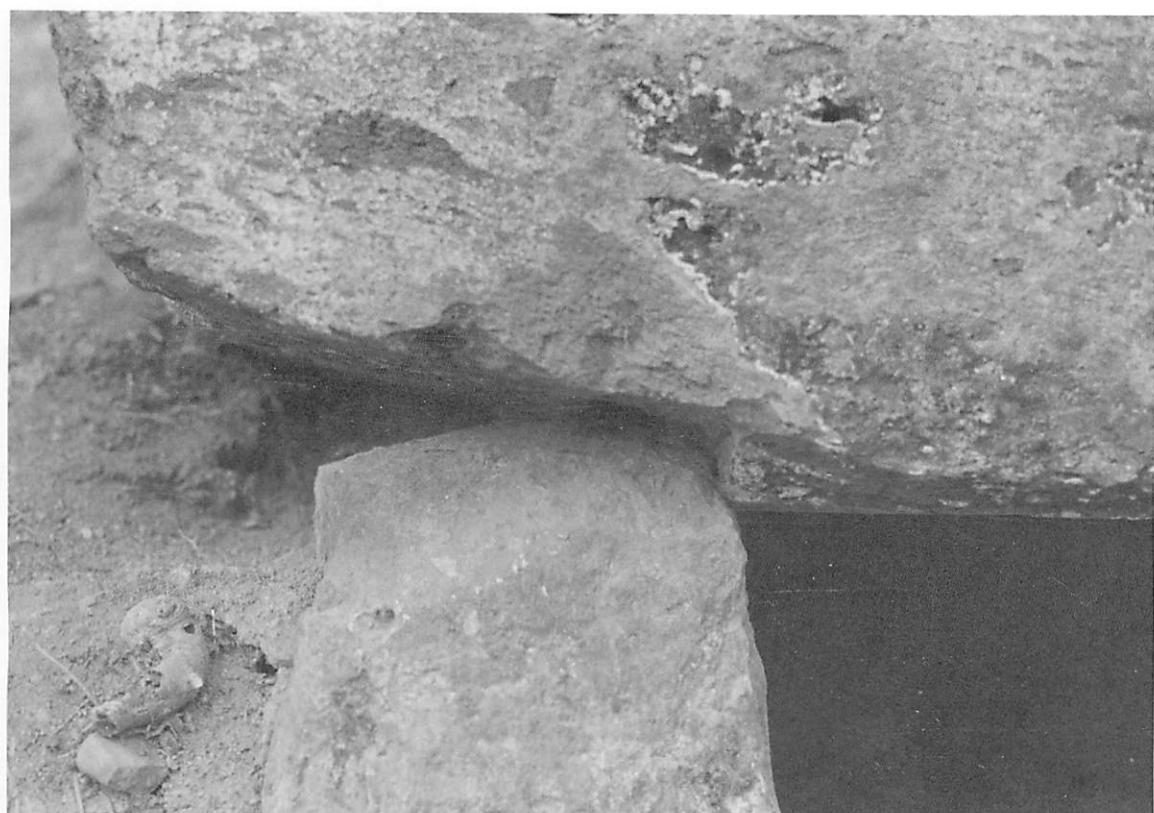


全 景 (南より)



石棺式石室 (南より)

図版 15 石室細部の状況
1

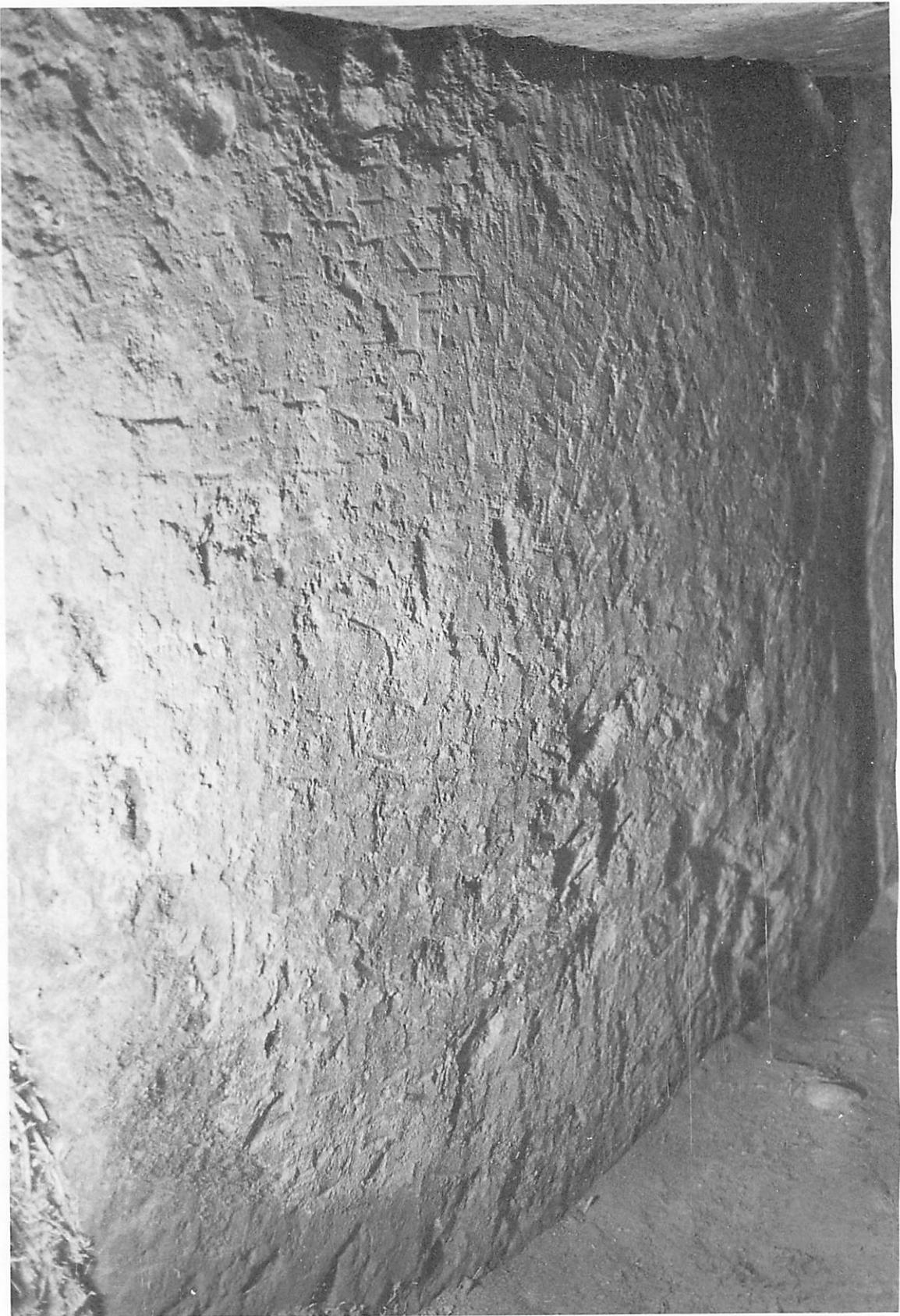


天井石と左側壁の石組のようす（南より）



天井石と右側壁の石組のようす（南より）

図版 16 石室細部の状況 2



左側壁の調整痕（南東より）

図版 17 石室細部の状況 3



右側壁の調整痕（南西より）

図版18
千代丸古墳の石室



石室入口（南より）



石室内部（南より）

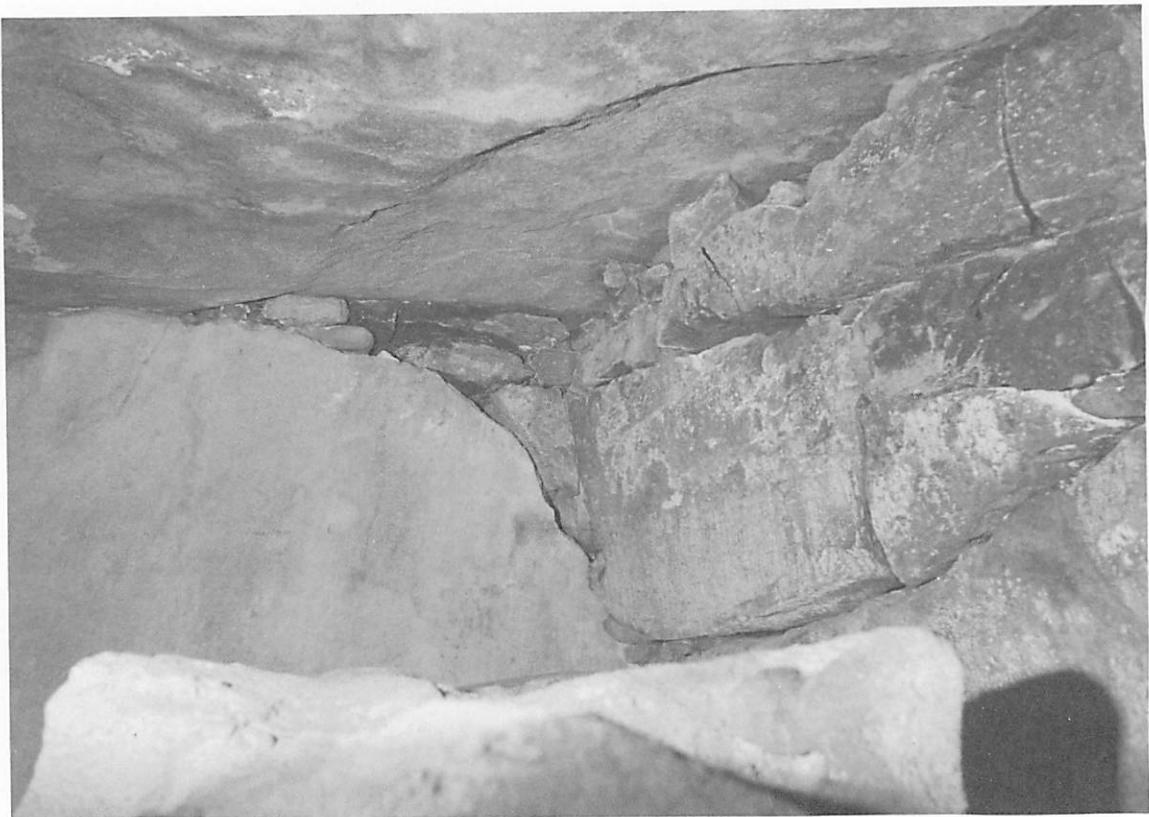


石室入口と家形石棺のようす（南より）

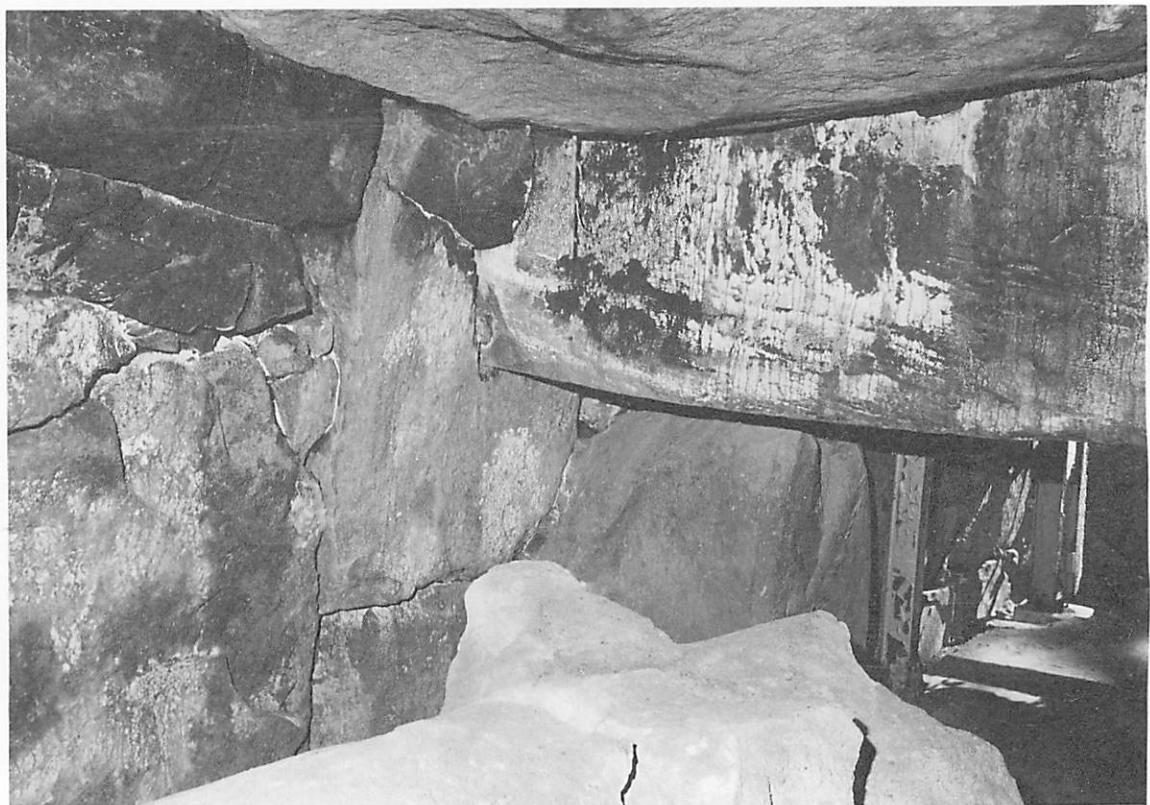


奥壁と天井石のようす（南より）

図版20
丑殿古墳の石室2

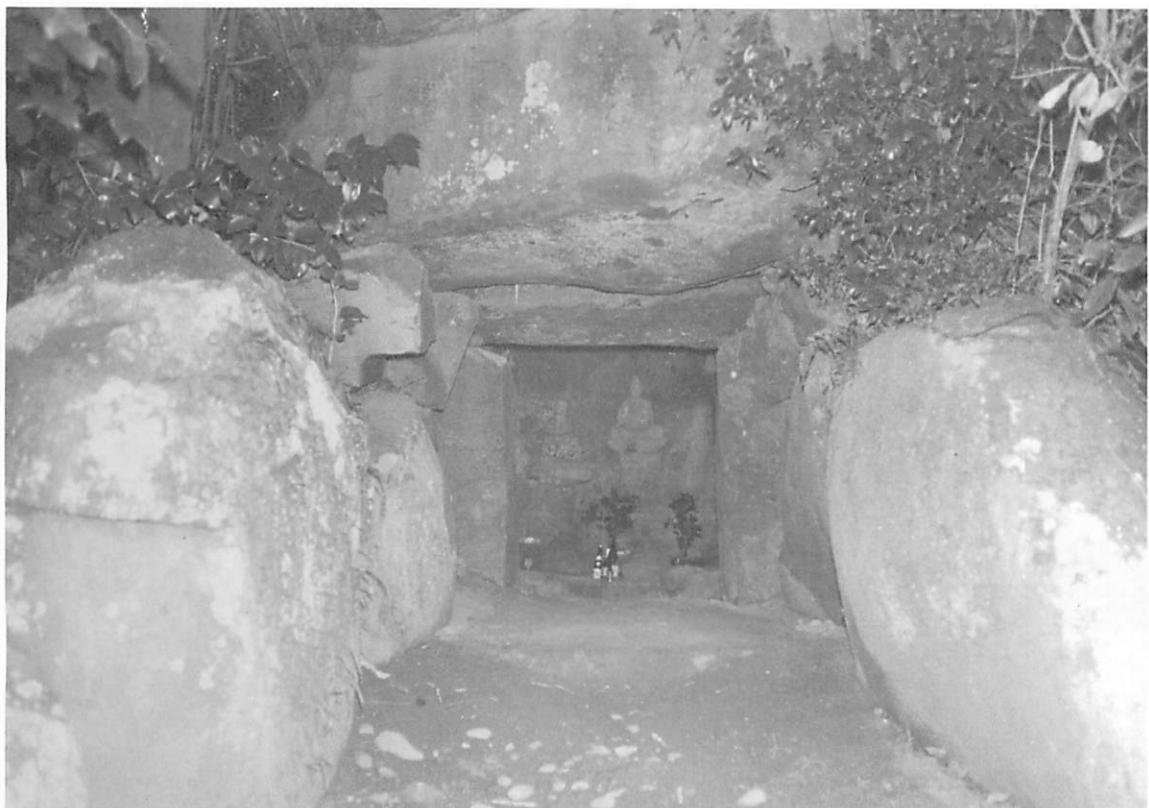


右側壁のようす（南西より）

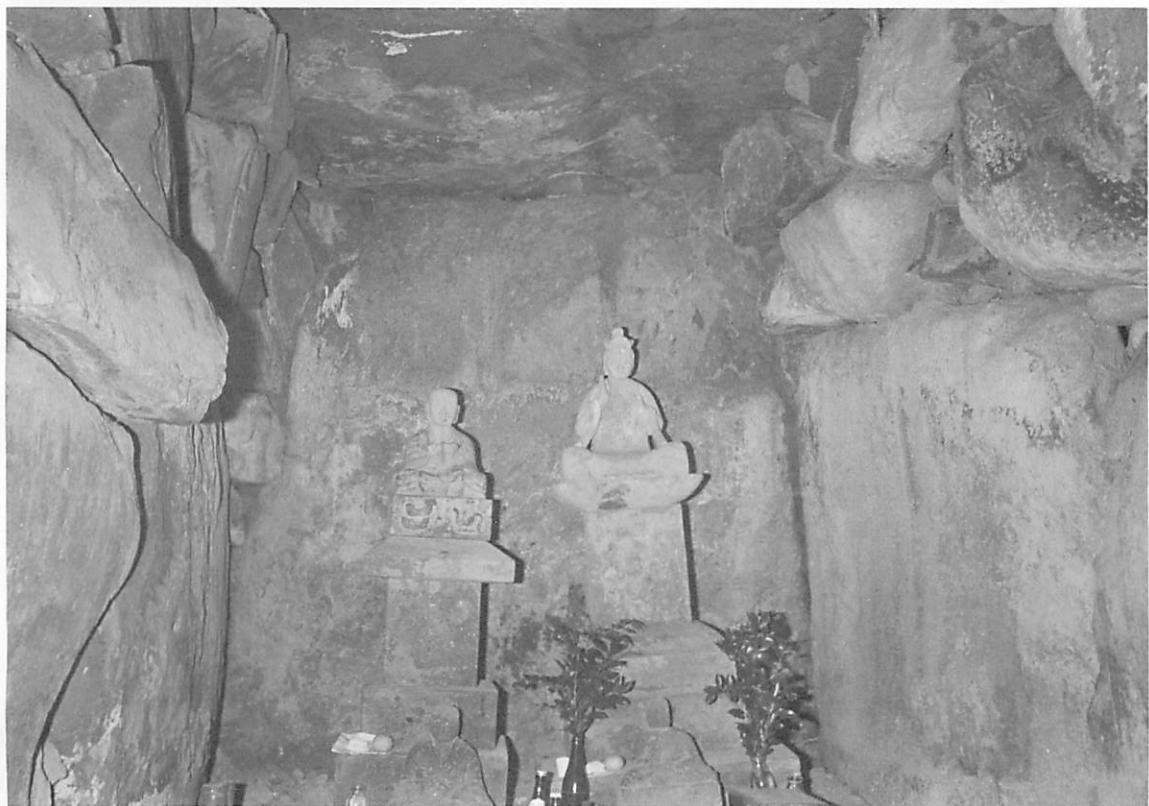


奥から右側袖石付近のようす（北西より）

図版 21 弘法穴古墳の石室 1

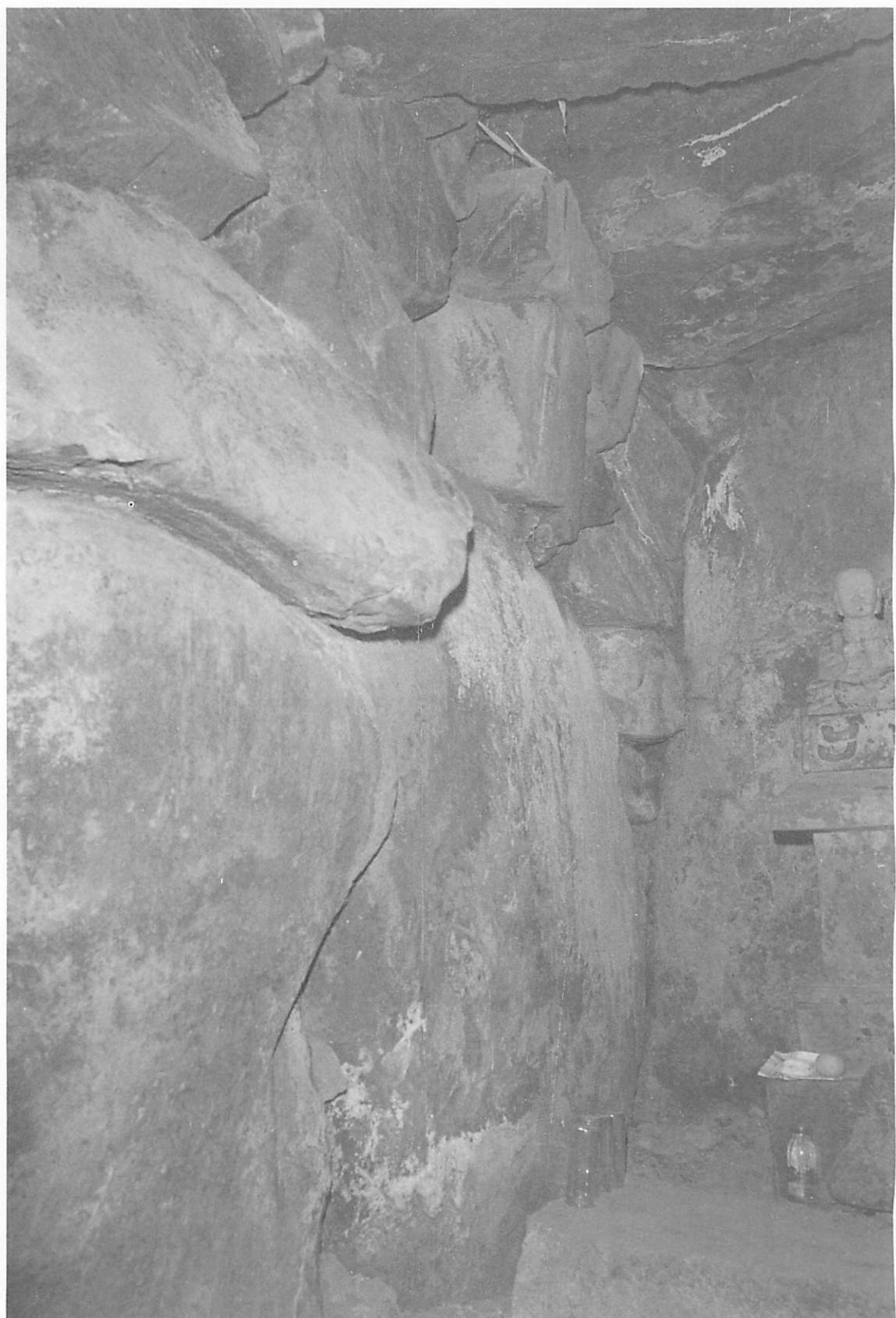


石室入口（南より）



石室内部（南より）

図版
22
弘法穴古墳の石室2



左側壁のようす（南東より）



地元小学校の社会見学（西より）

図版
24
出土遺物



2



1 (裏)

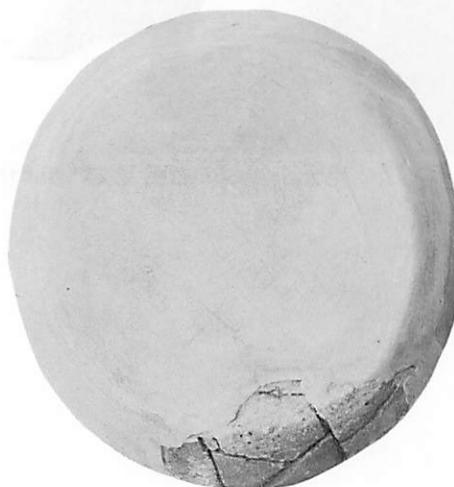


2



1

(表)



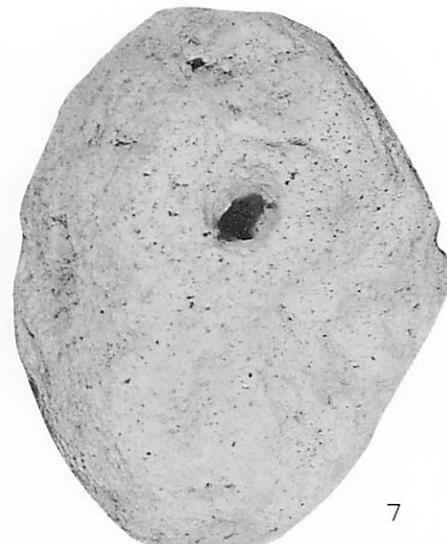
4



3



8



7

(1、2、8は実大・3、4、7は $\frac{1}{2}$)

古宮古墳

昭和57年3月

発行 大分市教育委員会
〒870 大分市荷揚町2番31号

印刷 (有) いづみ印刷社
大分市下郡工業団地